

第600回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和5年4月14日（金）

公聴会終了後

場所：茨城県水戸合同庁舎5階会議室兼厚生室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員 名，出席委員 名，欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員 委員

5 議 題

第1号議案 茨城県知事免許における内水面漁場計画について（答申）

第2号議案 千葉県知事免許（利根川）における内水面漁場計画について（答申）

第3号議案 埼玉県知事免許（中川ほか）における内水面漁場計画について（諮問）

第4号議案 茨城県知事免許における区画漁業権の内水面漁場計画について（協議）

第5号議案 たねうなぎ特別採捕許可について（諮問）

第6号議案 茨城県内水面漁業調整規則と茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則との適用範囲の境界の変更について（協議）

第7号議案 令和5年度年間事業計画について（協議）

6 その他

7 閉 会



資料No. 1

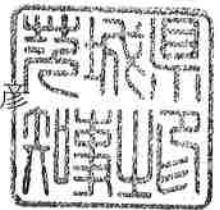
漁諮問第16号

茨城県内水面漁場管理委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条の規定に基づき、茨城県内水面に係る内水面漁場計画を別紙のとおり定めたいので、同法第67条第2項において準用する同法第64条第4項及び同法第171条第4項の規定に基づき、意見を求める。

令和5年2月21日

茨城県知事 大井川 和彦



諮問の理由

茨城県内水面において現在免許している第1種及び第5種共同漁業権の存続期間は、令和5年12月31日をもって満了するが、当該水面における漁業生産力の発展と水面の総合的な利用の推進を図るためには、引き続き漁業の免許をする必要があり、また、漁業調整その他公益にも支障を及ぼさないと認められるので、別紙のとおり内水面漁場計画を作成し、意見を求めるものである。

茨城県内水面漁場計画（案）

第1 漁業権に関する事項

1 公示番号 茨内共第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県神栖市矢田部及び波崎地先の利根川

ウ 漁場の区域

次の基点第1号とアとを結んだ線から基点第2号とイとを結んだ線までの間の利根川の区域における茨城県水面（別図1のとおり）

基点	緯度経度	位置
基点第1号	35° 44.597' N 140° 50.605' E	茨城県神栖市波崎新港地先の波崎漁港航路護岸に設置した標識
基点第2号	36° 48.566' N 140° 43.701' E	茨城県神栖市太田と同市矢田部との境が利根川左岸に接する点
ア	35° 44.570' N 140° 51.329' E	基点第1号から92度（真方位）の線と利根川右岸との交点
イ	35° 48.340' N 140° 43.192' E	基点第2号から240度55分（真方位）の線と利根川右岸との交点

(2) 制限又は条件

ア 操業統数は、かき漁業50か統以内とする。

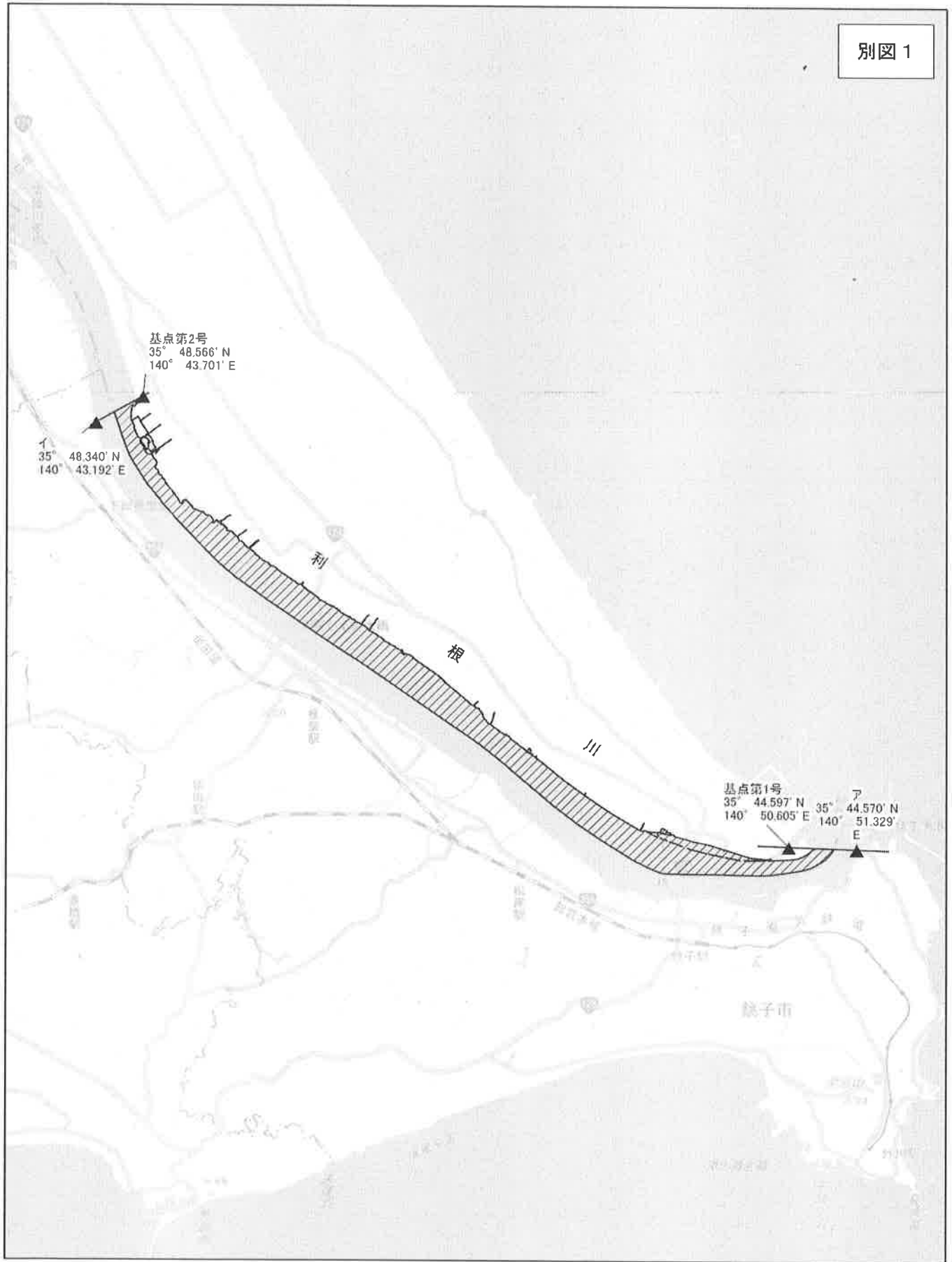
イ 船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

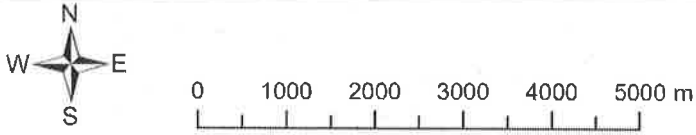
(5) 関係地区 茨城県神栖市のうち旧鹿島郡波崎町（太田を除く。）

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで



茨内共第1号

背景図; 地理院タイル



2 公示番号 茨内共第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県神栖市のうち高浜から太田に至る地先の利根川及び同市賀から太田に至る地先の常陸利根川

ウ 漁場の区域

次の基点第2号とアとを結んだ線より上流の神栖市地先の利根川及び常陸利根川の区域における茨城県水面（別図2のとおり）

	緯度経度	位置
基点第2号	36° 48.566' N 140° 43.701' E	茨城県神栖市太田と同市矢田部との境が利根川左岸に接する点
ア	35° 48.340' N 140° 43.192' E	基点第2号から240度55分（真方位）の線と利根川右岸との交点

(2) 制限又は条件

ア 操業統数は、す建65か統、おだ2か統（おだ1か統とは、おだ3基をいう。）、張網30か統以内とする。

イ 船舶の航行を妨げてはならない。

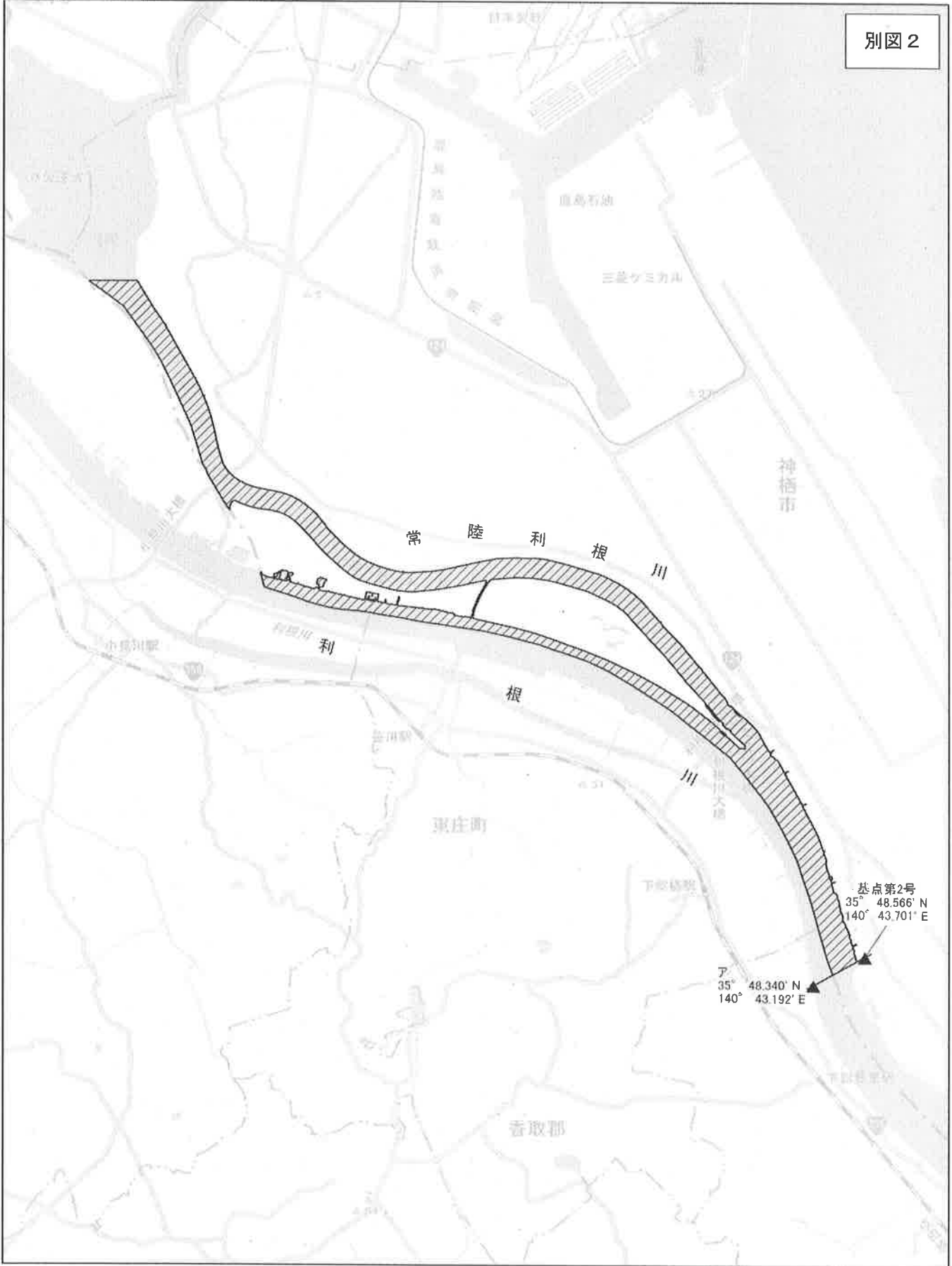
(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(5) 関係地区 茨城県神栖市太田及び同市のうち旧鹿島郡神栖町

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図2



茨内共第2号

背景図; 地理院タイル

3 公示番号 茨内共第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	えび漁業	1月1日から12月31日まで
	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	もつご漁業	1月1日から12月31日まで
	たなご漁業	1月1日から12月31日まで
	もろこ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の谷田川（牛久沼を含む。）、西谷田川及び稲荷川

ウ 漁場の区域

茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川（牛久沼を含む。）、西谷田川及び稲荷川の区域（別図3のとおり）

	緯度 経度	位置
往還橋下流 端	35° 55.486' N 140° 8.025' E	茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先 ※緯度経度は中心

(2) 制限又は条件

ア 操業統数は、おだ40か統（おだ1か統とは、おだ3基をいう。）、す建9か統、長ぶくろ網1か統、張網50か統以内とする。

イ 船舶の航行を妨げてはならない。

ウ 牛久沼土地改良区の水利に関する指示に従うこと。

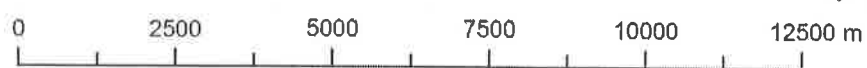
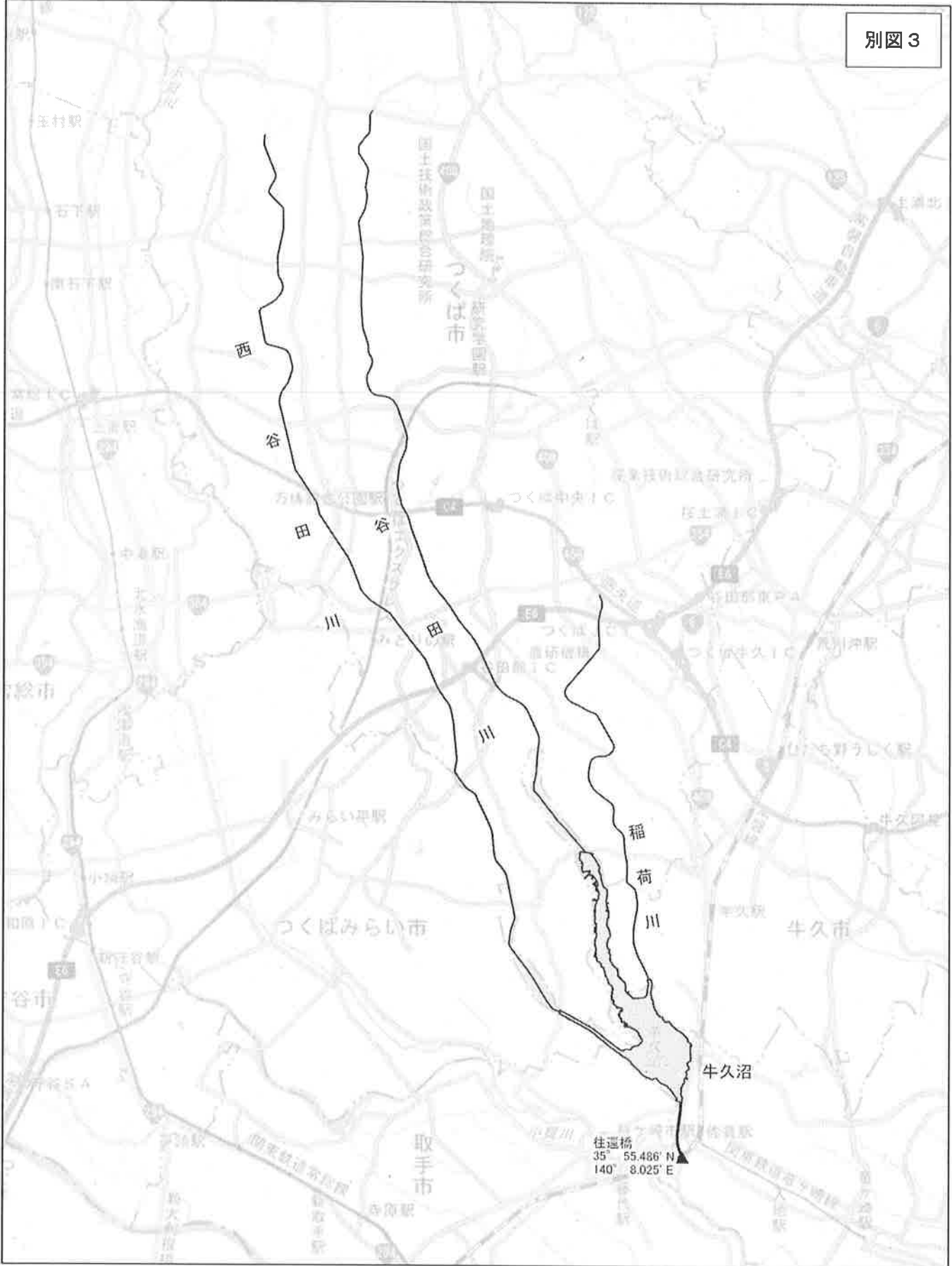
(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(5) 関係地区 茨城県龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、つくばみらい市及び取手市

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図3



茨内共第3号

背景図;地理院タイル

4 公示番号 茨内共第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	もつご漁業	1月1日から12月31日まで
	どじょう漁業	1月1日から12月31日まで
	なまず漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流並びにそれらに連なる水路

ウ 漁場の区域

次の基点第4号とアとを結んだ線から上流栃木県境までの小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流の区域並びに福岡堰土地改良区、岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する水路の区域。ただし、茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川を除く。

なお、茨城県常総市上蛇町及びつくば市大字上郷字仕出地先の小貝川廃川は、本区域に含まない。(別図4のとおり)

	緯度経度	位置
基点第4号	35° 52.728' N 140° 7.630' E	茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の小貝川左岸に設置された国土交通省キロ杭0.00
ア	35° 52.768' N 140° 7.510' E	基点第4号から292度(真方位)の線と小貝川右岸との交点
往還橋下流端	35° 55.486' N 140° 8.025' E	茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先 ※緯度経度は中心

(2) 制限又は条件

ア 操業統数は、まき網20か統、うなぎ長ぶくろ網27か統以内とし、うなぎ長ぶくろ網の操業期間は、9月1日から11月30日までとする。

イ 船舶の航行を妨げてはならない。

ウ 福岡堰土地改良区、岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する区域については、各土地改良区の水利に関する指示に従うこと。

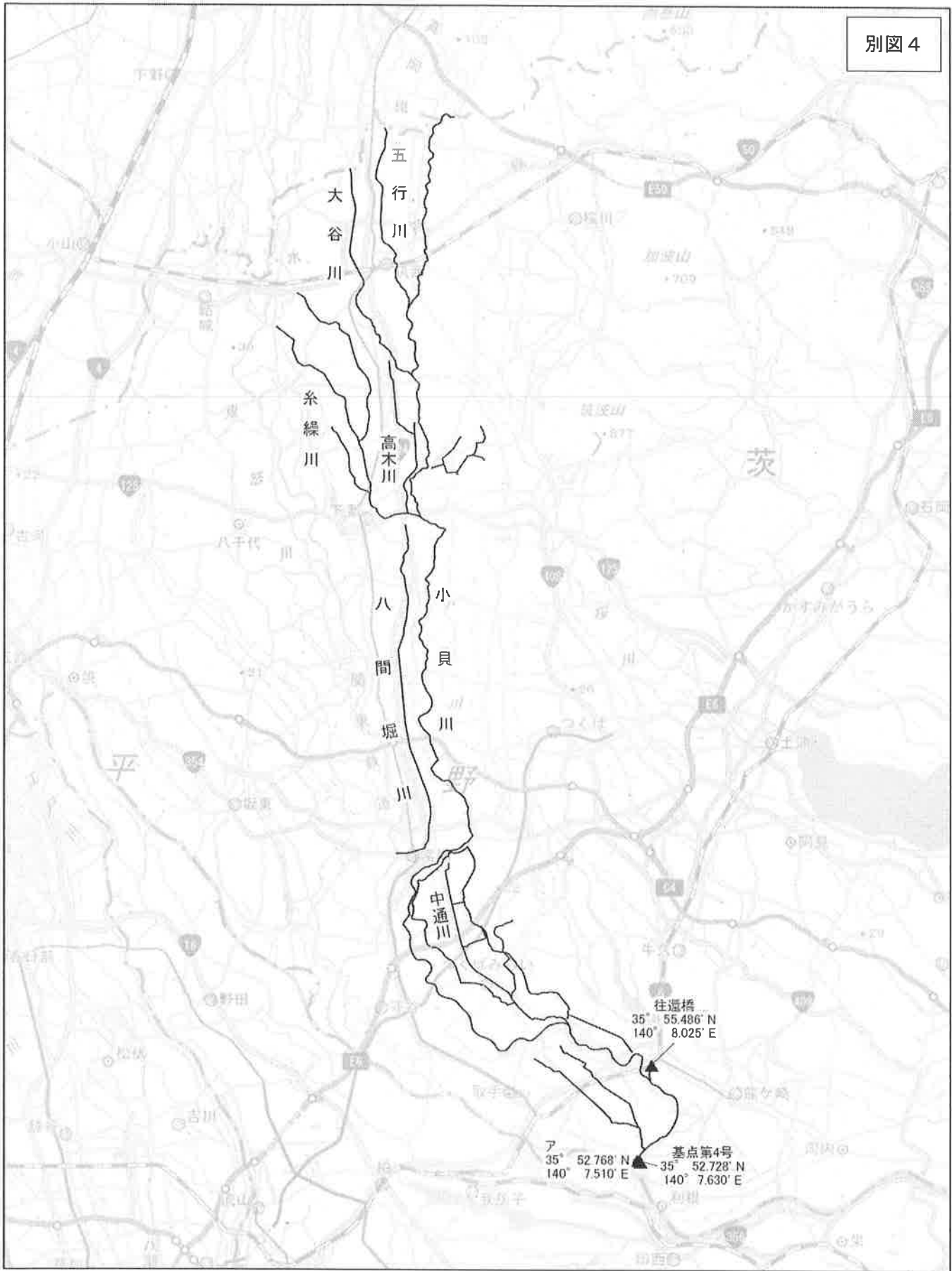
(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(5) 関係地区 茨城県筑西市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、つくばみらい市及び北相馬郡利根町

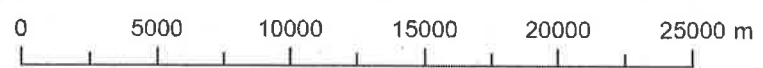
(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図4



茨内共第4号

背景図:地理院タイル



5 公示番号 茨内共第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	もつご漁業	1月1日から12月31日まで
	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
	にごい漁業	1月1日から12月31日まで
	どじょう漁業	1月1日から12月31日まで
	なまず漁業	1月1日から12月31日まで
	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	おいかわ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流

ウ 漁場の区域

次のアとイとを結んだ線から上流栃木県境までの鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流の区域（別図5のとおり）

	緯度経度	位置
基点第5号	35° 56.393' N 139° 57.111' E	茨城県守谷市野木崎地先の鬼怒川左岸に設置された国土交通省キロ杭 96.0
ア	35° 56.255' N 139° 57.003' E	基点第5号から 212 度（真方位）距離 303 メートルの点
イ	35° 56.283' N 139° 57.067' E	基点第5号から 197 度（真方位）距離 213 メートルの点

(2) 制限又は条件

ア 操業統数は、まき網23か統、うなぎ長ぶくろ網11か統以内とし、うなぎ長ぶくろ網の操業期間は9月1日から11月30日までとする。

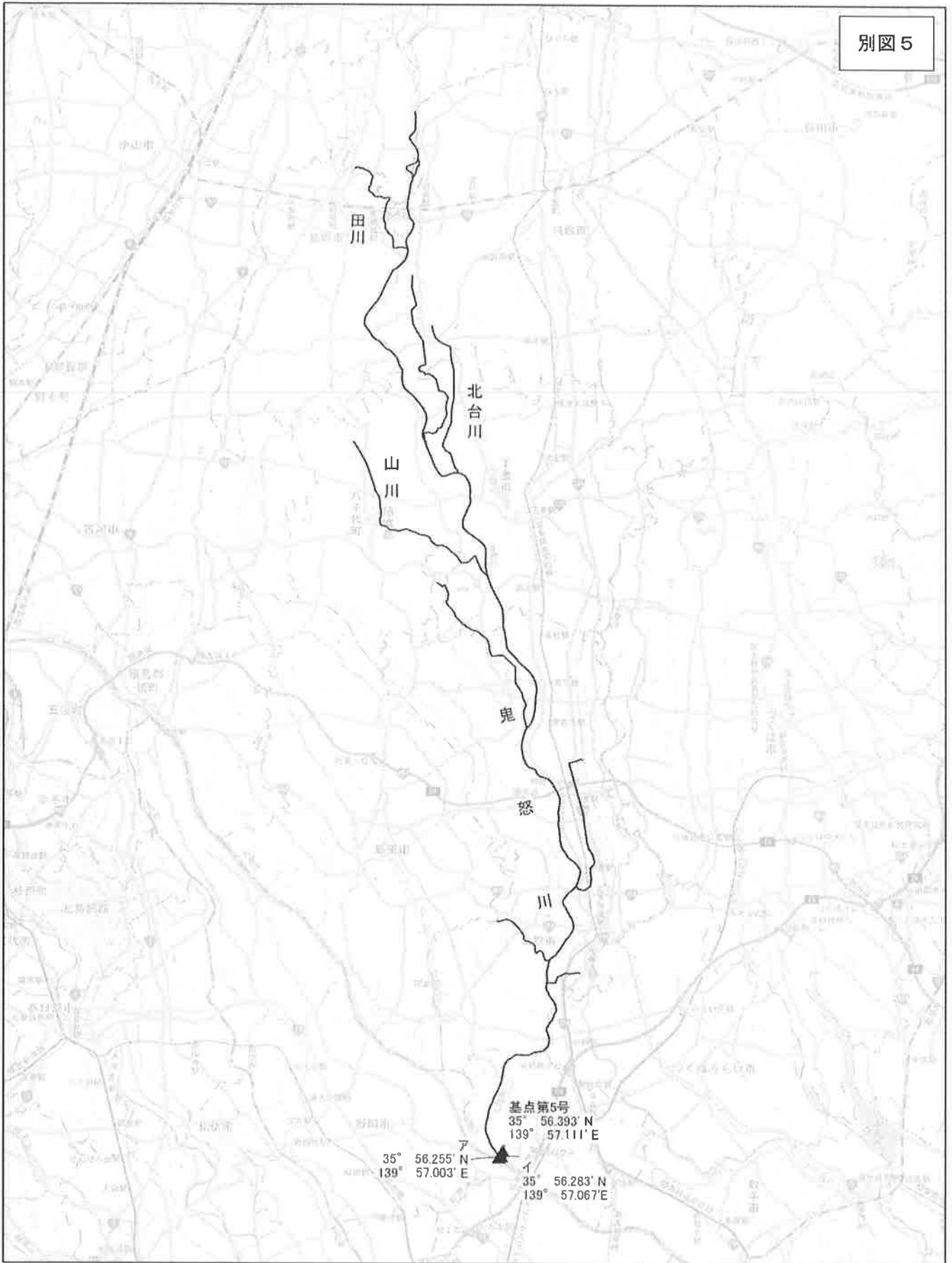
イ 船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(5) 関係地区 茨城県筑西市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、結城郡八千代町及び古河市

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで



茨内共第5号

背景図: 地理院タイル

6 公示番号 茨内共第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	もつご漁業	1月1日から12月31日まで
	どじょう漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の飯沼川（菅生沼を含む。）、東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川

ウ 漁場の区域

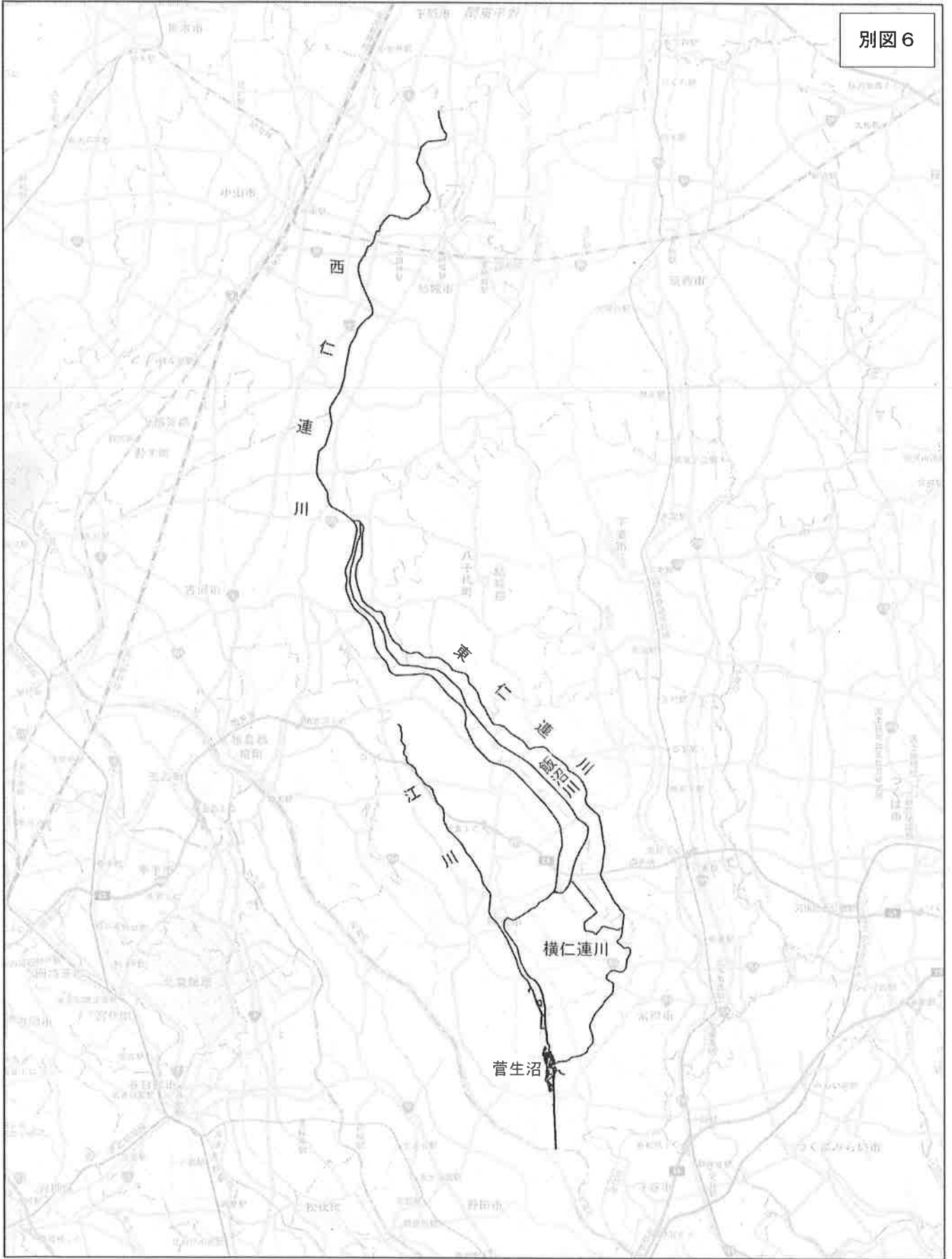
飯沼川（菅生沼を含む。）の区域における茨城県水面並びに東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川の区域（別図6のとおり）

(2) 免許予定日 令和6年1月1日

(3) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(4) 関係地区 茨城県結城市、常総市、坂東市、結城郡八千代町及び古河市

(5) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで



茨内共第6号



背景図:地理院タイル

7 公示番号 茨内共第9号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）並びに旧小貝川の
 麿川

ウ 漁場の区域

茨城県稲敷市地先の新利根川河口（同市上須田地先の新利根河水閘門）から上流の
 新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）の区域並びに旧小貝川の麿川の
 区域（別図7のとおり）

	緯度経度	位置
新利根川河 口水閘門	35° 56.717' N 140° 27.141' E	茨城県稲敷市上須田地先 ※緯度経度は中心

(2) 制限又は条件

ア 操業統数は、建網、長ぶくろ網及び張網は各15か統、おだは20か統（おだ1か統と
 は、おだ3基をいう。）以内とする。

イ 船舶の航行を妨げてはならない

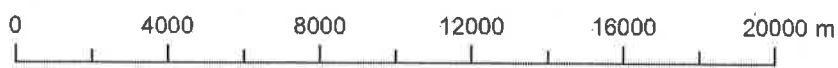
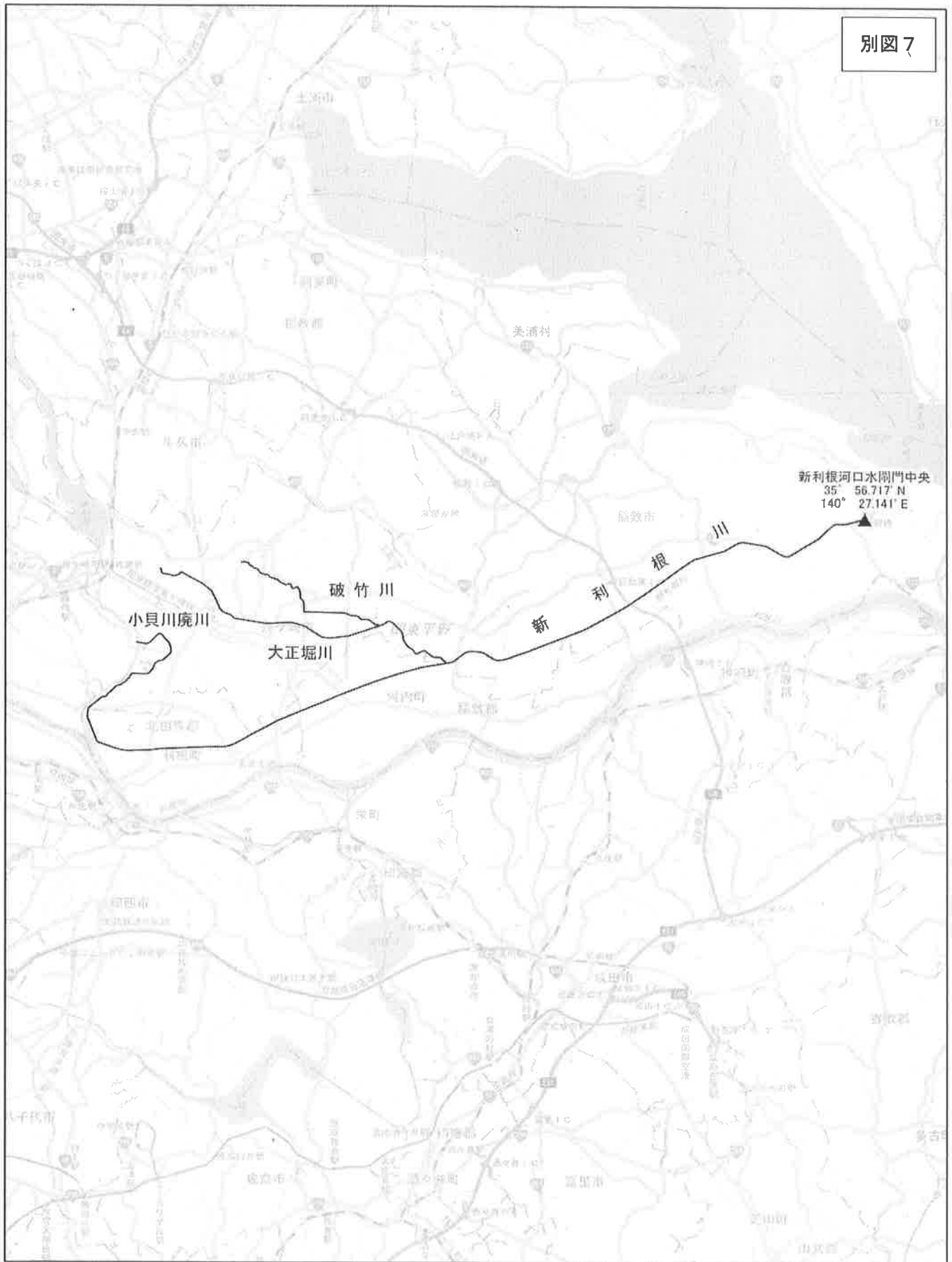
(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(5) 関係地区 茨城県龍ケ崎市、稲敷市、稲敷郡河内町及び北相馬郡利根町

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図7



茨内共第9号

背景図;地理院タイル

8 公示番号 茨内共第 10 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の小野川及び乙戸川並びにそれらの支流

ウ 漁場の区域

茨城県稲敷市地先の小野川河口（同市古渡地先の古渡橋下流端）から上流の小野川及び乙戸川その他の支流の区域（別図8のとおり）

	緯度 経度	位置
古渡橋下流 端	35° 58.496' N 140° 21.048' E	茨城県稲敷市古渡地先 ※緯度経度は中心

(2) 制限又は条件

ア 張網の操業統数は、12か統以内とする。

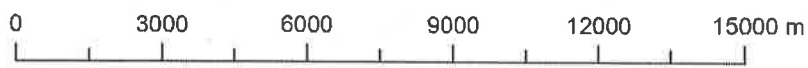
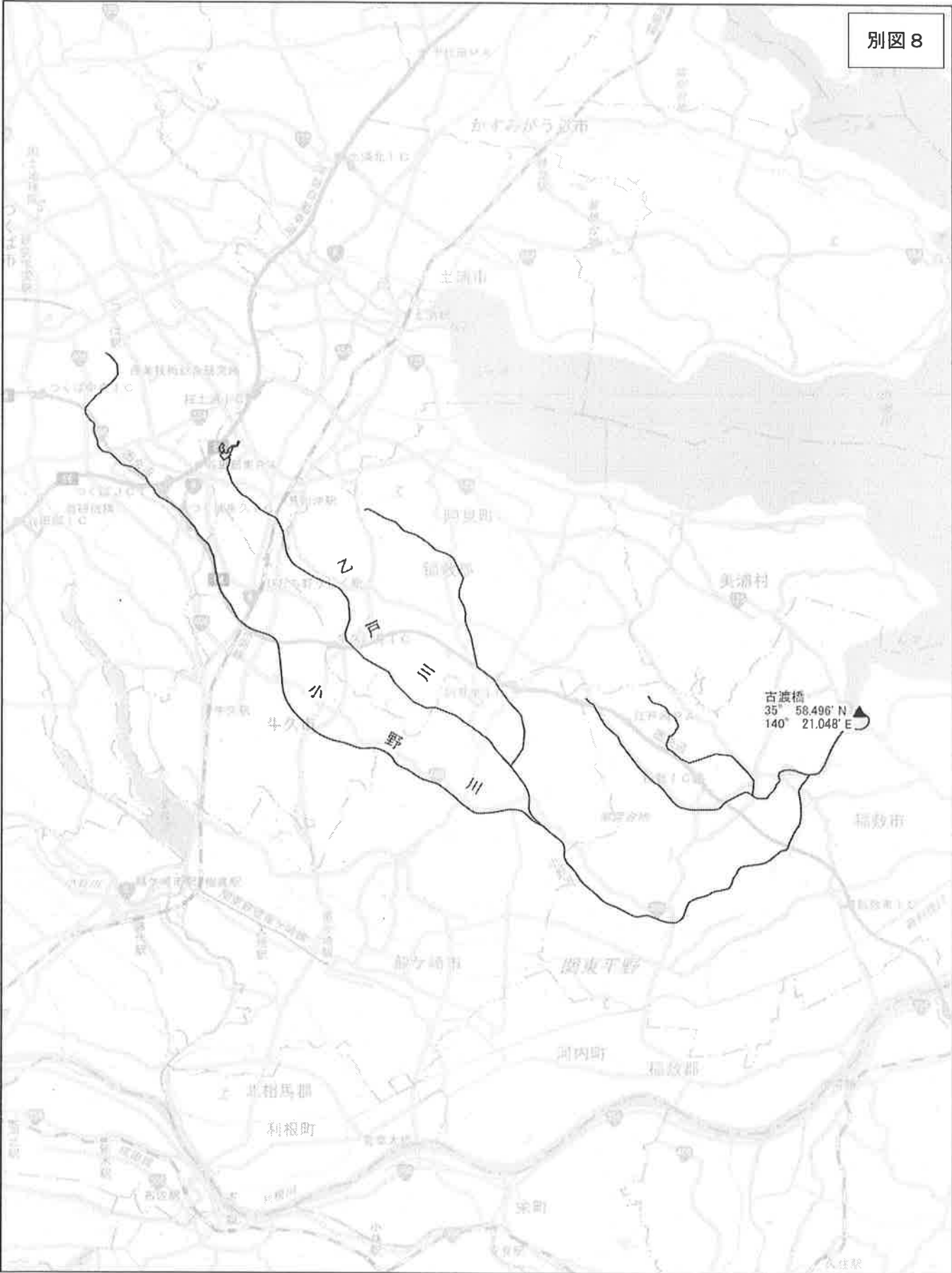
イ 船舶の航行を妨げてはならない。

(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(5) 関係地区 茨城県龍ケ崎市、牛久市、つくば市、稲敷市及び稲敷郡阿見町

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで



茨内共第10号

背景図;地理院タイル

9 公示番号 茨内共第 11 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県稲敷市六角、結佐及び西代地先の利根川

ウ 漁場の区域

次の基点第 15 号とイとを結ぶ線から下流の茨城県稲敷市地先の利根川の区域における茨城県水面（別図 9 のとおり）

	緯度 経度	位置
基点第 15 号	35° 54.549' N 140° 26.172' E	千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交点
イ	35° 54.807' N 140° 26.129' E	基点第 15 号から 352 度（真方位）の線と利根川左岸との交点

(2) 制限又は条件

ア 操業統数は、建網、うなぎ長ぶくろ網及び張網各 5 か統以内とする。

イ 船舶の航行を妨げてはならない。

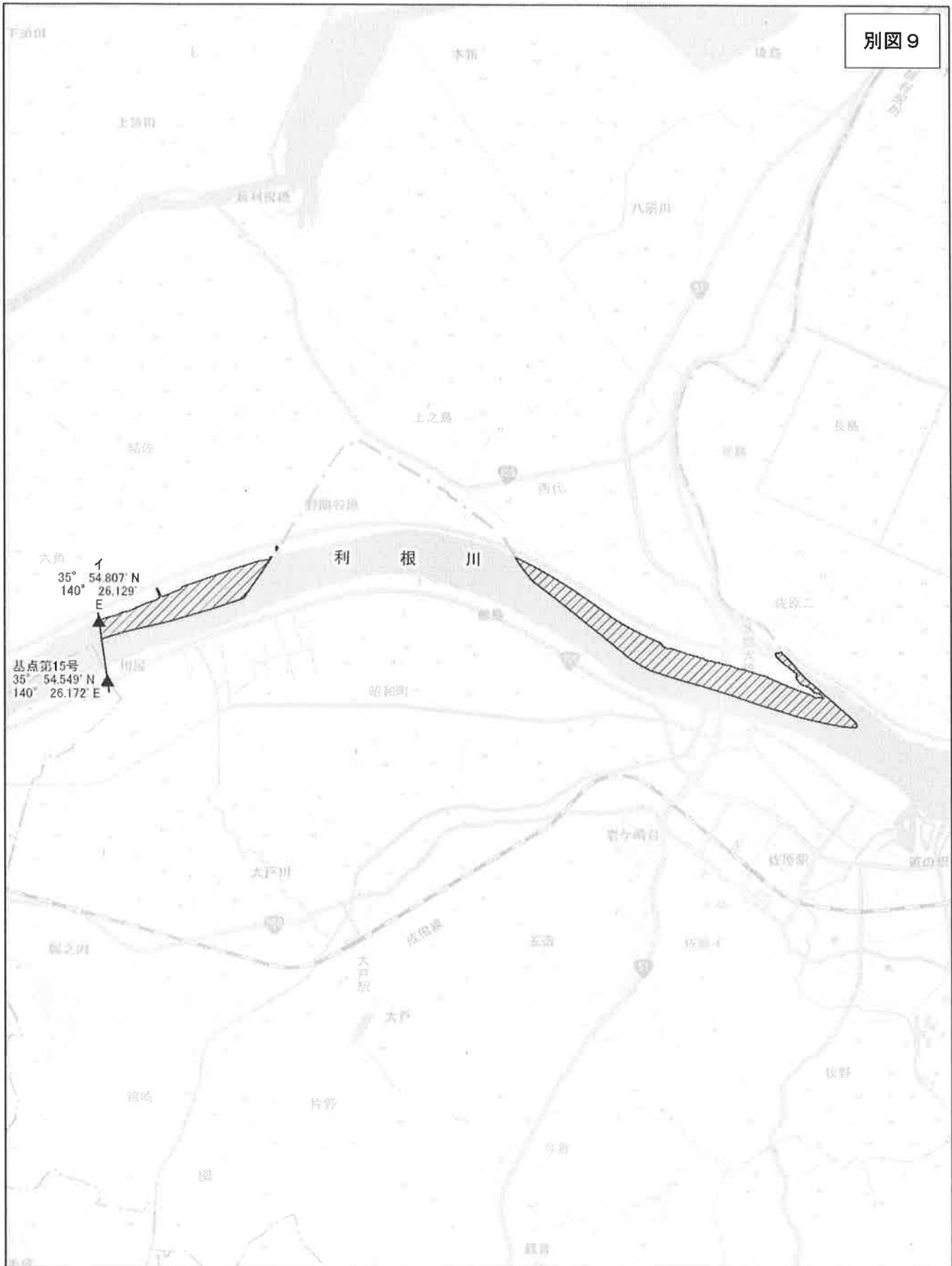
(3) 免許予定日 令和 6 年 1 月 1 日

(4) 申請期間 令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

(5) 関係地区 茨城県稲敷市のうち旧稲敷郡東町

(6) 存続期間 令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日まで

別図9



茨内共第11号

背景図:地理院タイル

10 公示番号 茨内共第12号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	えび漁業	1月1日から12月31日まで
	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	にこい漁業	1月1日から12月31日まで
	おいかわ漁業	1月1日から12月31日まで
	はぜ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県土浦市、つくば市、桜川市、筑西市地先の桜川及びその支流

ウ 漁場の区域

次の基点第16号と基点第17号とを結んだ線から上流の桜川及びその支流の区域並びにつくば市筑波土地改良区、つくば市松塚土地改良区、新治土地改良区及び桜川市土地改良区が管理する水路の区域（別図10のとおり）

	緯度経度	位置
基点第16号	36° 4.574' N 140° 13.022' E	桜川河口（茨城県土浦市港町地先）左岸の国土交通省河川管理境界標識
基点第17号	36° 4.473' N 140° 13.022' E	桜川河口（茨城県土浦市河原町地先）右岸の国土交通省河川管理境界標識

(2) 制限又は条件

ア 操業統数は、す建5か統、四ッ手網22か統以内とする。

イ 船舶の航行を妨げてはならない。

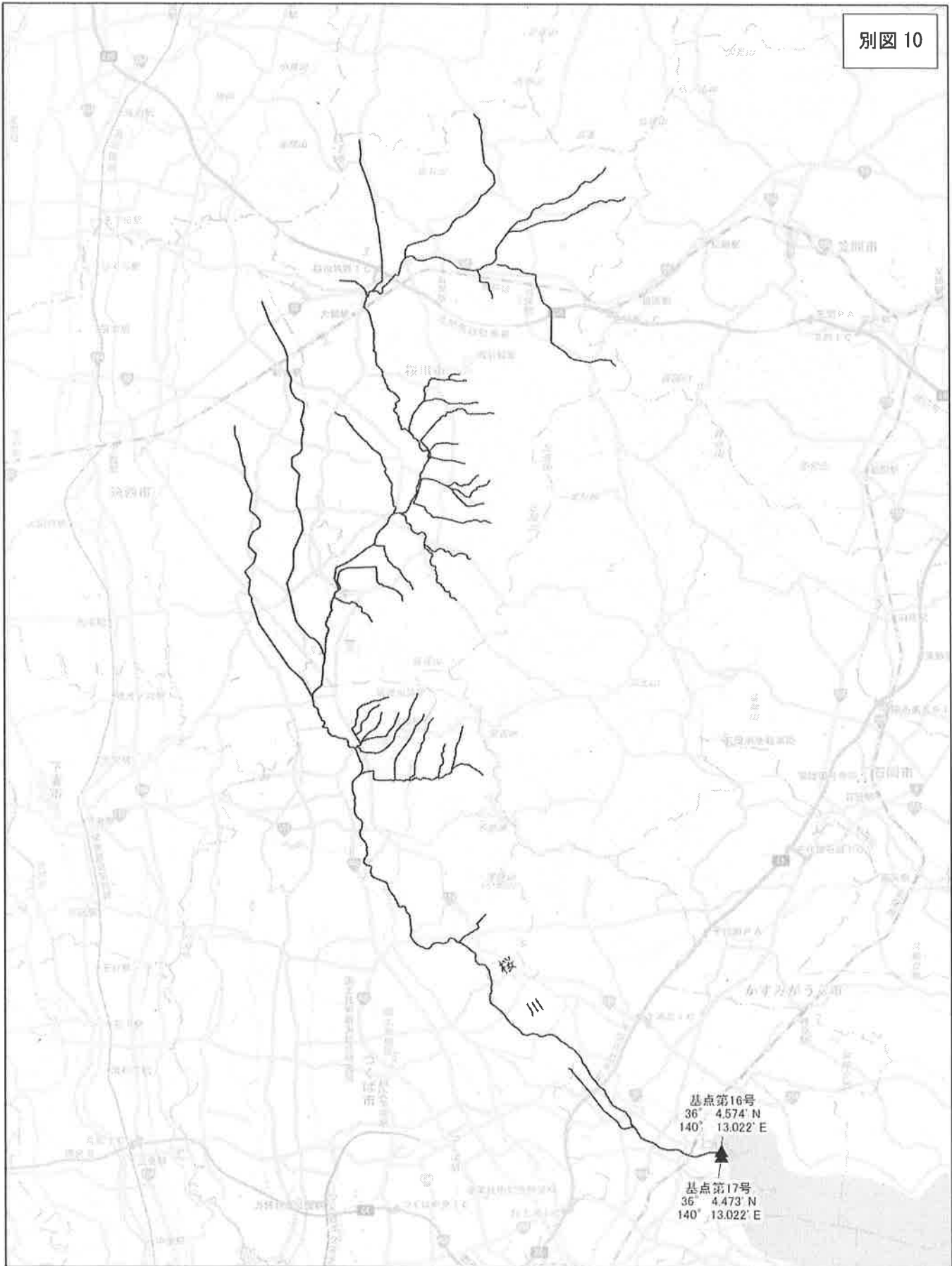
ウ つくば市筑波土地改良区、つくば市松塚土地改良区、新治土地改良区及び桜川市土地改良区が管理している区域については、各土地改良区の水利に関する指示に従うこと。

(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(5) 関係地区 茨城県土浦市、つくば市、桜川市及び筑西市

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで



茨内共第12号

背景図;地理院タイル

11 公示番号 茨内共第 13 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	えび漁業	1月1日から12月31日まで
	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
	にごい漁業	1月1日から12月31日まで
	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	おいかわ漁業	1月1日から12月31日まで
	ぼら漁業	1月1日から12月31日まで
	はぜ漁業	1月1日から12月31日まで
	かじか漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
さくらます漁業	1月1日から12月31日まで	

イ 漁場の位置

茨城県内の那珂川及び緒川その他の那珂川の支流（涸沼川を除く。）

ウ 漁場の区域

次の基点乙とアとを結んだ線から上流栃木県境までの那珂川及び緒川その他の支流の区域。ただし、基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川を除く。（別図11のとおり）

	緯度経度	位置
基点乙	36° 20.239' N 140° 35.640' E	那珂湊漁港取付護岸に設置した標識
基点第10号	36° 20.197' N 140° 35.034' E	茨城県水戸市川又町の東端
ア	36° 20.122' N 140° 35.822' E	基点乙から128度（真方位）の線と対岸との交点
イ	36° 20.152' N 140° 35.182' E	基点第10号から110度（真方位）の線と対岸との交点

(2) 制限又は条件

ア 魚せきの操業統数は、5か統以内とし、操業期間は、9月1日から12月31日までとする。

イ 船舶の航行を妨げてはならない。

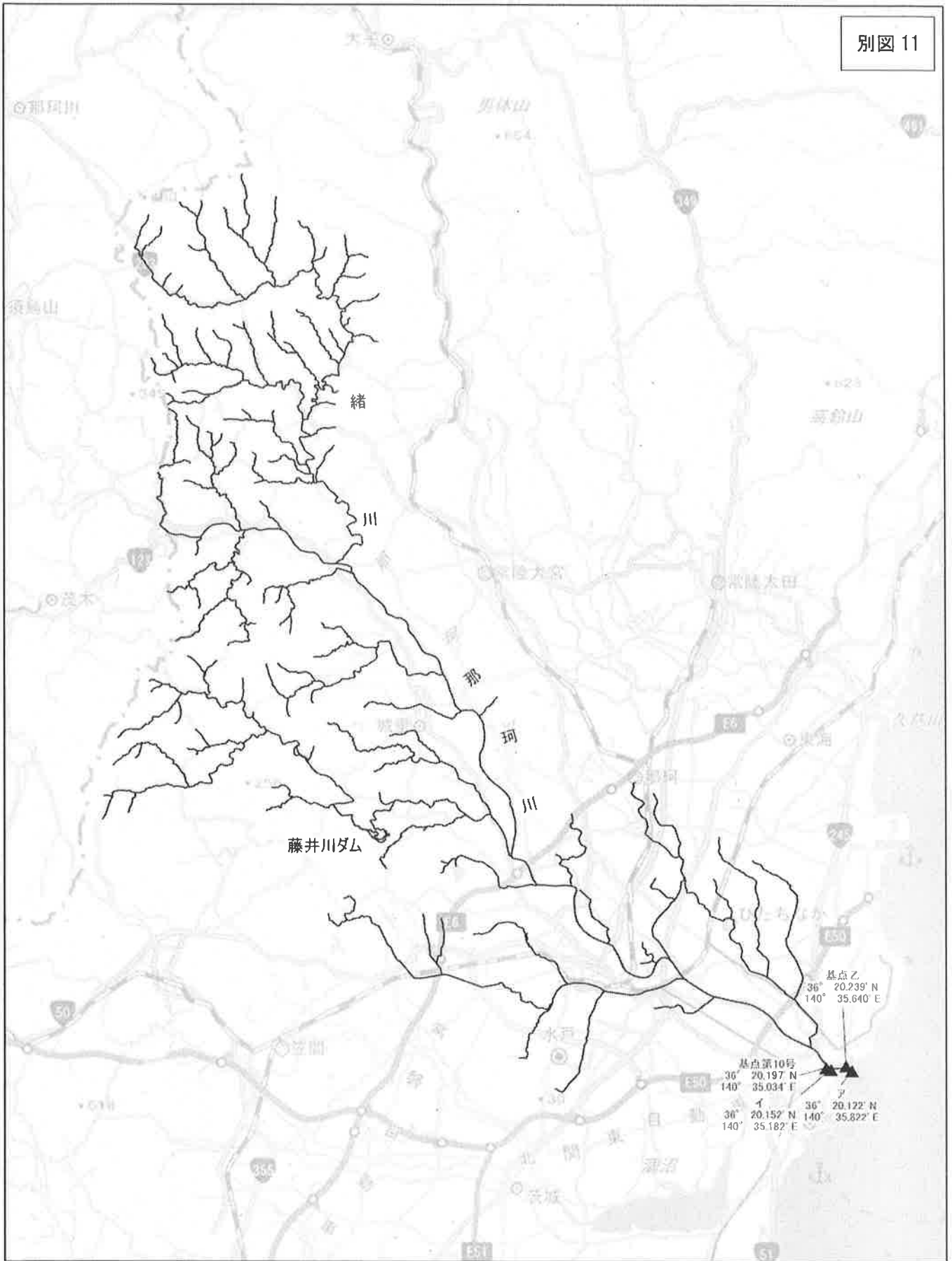
(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(5) 関係地区 茨城県水戸市、ひたちなか市、東茨城郡大洗町、城里町、常陸大宮市及び那珂市

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図 11



茨内共第13号

背景図: 地理院タイル

12 公示番号 茨内共第 14 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	えび漁業	1月1日から12月31日まで
	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	おいかわ漁業	1月1日から12月31日まで
	ぼら漁業	1月1日から12月31日まで
	はぜ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の涸沼川（涸沼を含む。）及びその支流

ウ 漁場の区域

次の基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川（涸沼を含む。）及びその支流の区域（別図12のとおり）

	緯度経度	位置
基点第10号	36° 20.197' N 140° 35.034' E	茨城県水戸市川又町の東端
イ	36° 20.152' N 140° 35.182' E	基点第10号から110度（真方位）の線と対岸との交点

(2) 制限又は条件

ア 操業統数は、長ぶくろ網10か統、す巻8か統、張網40か統、おだ20か統（おだ1か統とは、おだ3基をいう。）以内とする。

イ 船舶の航行を妨げてはならない。

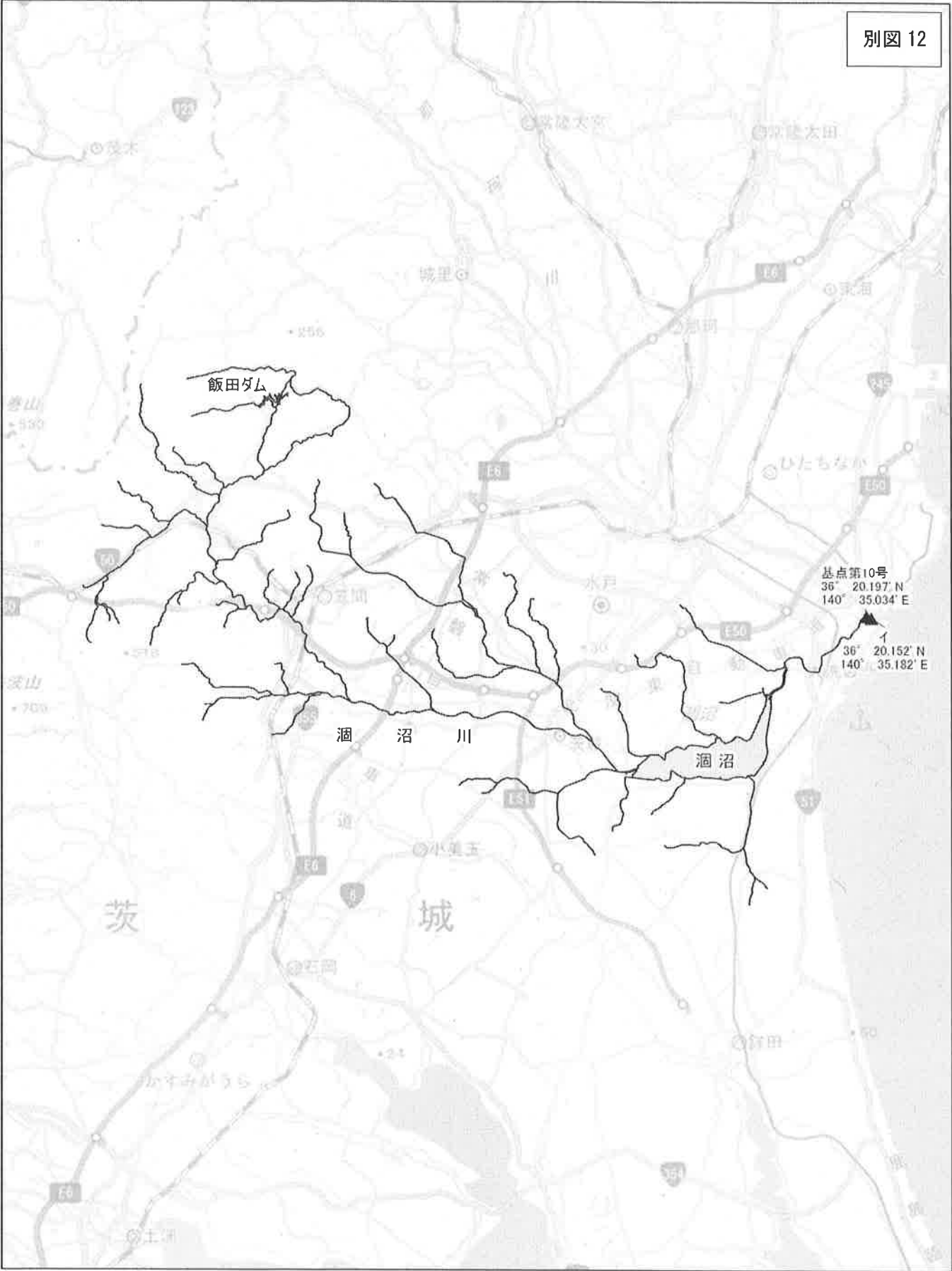
(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(5) 関係地区 茨城県水戸市、笠間市、東茨城郡大洗町、同郡茨城町及び鉾田市

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図 12



茨内共第14号

背景図: 地理院タイル

13 公示番号 茨内共第 15 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	おいかわ漁業	1月1日から12月31日まで
	はぜ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いwana漁業	1月1日から12月31日まで
	さくらます漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに久慈川廃川並びに茂宮川及びその支流

ウ 漁場の区域

次の基点第 11 号と基点第 12 号とを結んだ線から上流福島県境までの久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに常陸太田市粟原地先の久慈川廃川の区域。ただし、竜神ダムより上流の竜神川を除く。(別図 13 の通り)

	緯度経度	位置
基点第 11 号	36° 28.811' N 140° 37.154' E	茨城県日立市留町地先の日立港南防波堤屈折部頂点
基点第 12 号	36° 28.847' N 140° 36.943' E	茨城県那珂郡東海村豊岡地先の久慈川導流堤突端

(2) 制限又は条件

ア 魚せきの操業統数は、27か統以内とし、操業期間は、9月15日から11月30日までとする。

イ 船舶の航行を妨げてはならない。

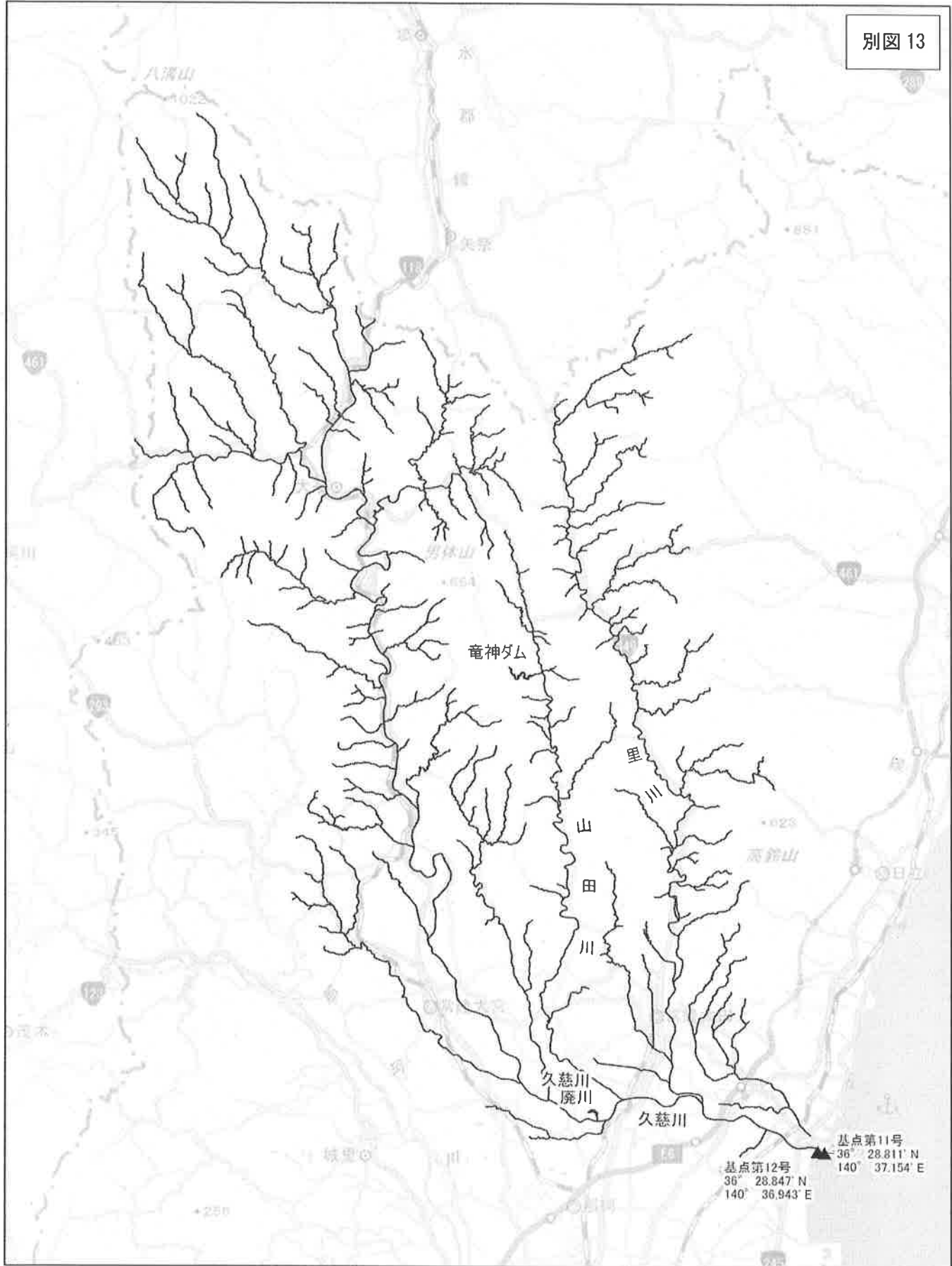
(3) 免許予定日 令和6年1月1日

(4) 申請期間 令和5年7月1日から令和5年8月31日まで

(5) 関係地区 茨城県日立市、常陸太田市、常陸大宮市、那珂市、那珂郡東海村及び久慈郡
太子町

(6) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図 13



茨内共第15号



背景図: 地理院タイル

14 公示番号 茨内共第 17 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	はぜ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわな漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県内の大北川及び花園川その他の大北川の支流並びにそれらに連なる水路

ウ 漁場の区域

次のアとイとを結んだ線から上流の大北川及び花園川その他の支流並びにそれらに連なる水路の区域。ただし、次の基点第 14 号の 1 から 191 度 48 分 36 秒（真方位）の線と基点第 14 号の 2 から 191 度 48 分 36 秒（真方位）の線との間の大北川の区域を除く。

（別図 14 のとおり）

	緯度経度	位置
基点第 14 号	36° 47.710' N 140° 45.415' E	茨城県北茨城市磯原町磯原地先の天妃山に設置された三等三角点
基点第 14 号 の 1	36° 47.800' N 140° 38.719' E	茨城県高萩市大字横川 1521 番地 4 に設置した標柱
基点第 14 号 の 2	36° 48.066' N 140° 38.449' E	茨城県高萩市大字横川 1534 番地 3 に設置した標柱
ア	36° 47.717' N 140° 45.383' E	基点第 14 号から 285 度（真方位）49.7 メートルの点
イ	36° 47.709' N 140° 45.376' E	基点第 14 号から 267 度（真方位）57.0 メートルの点

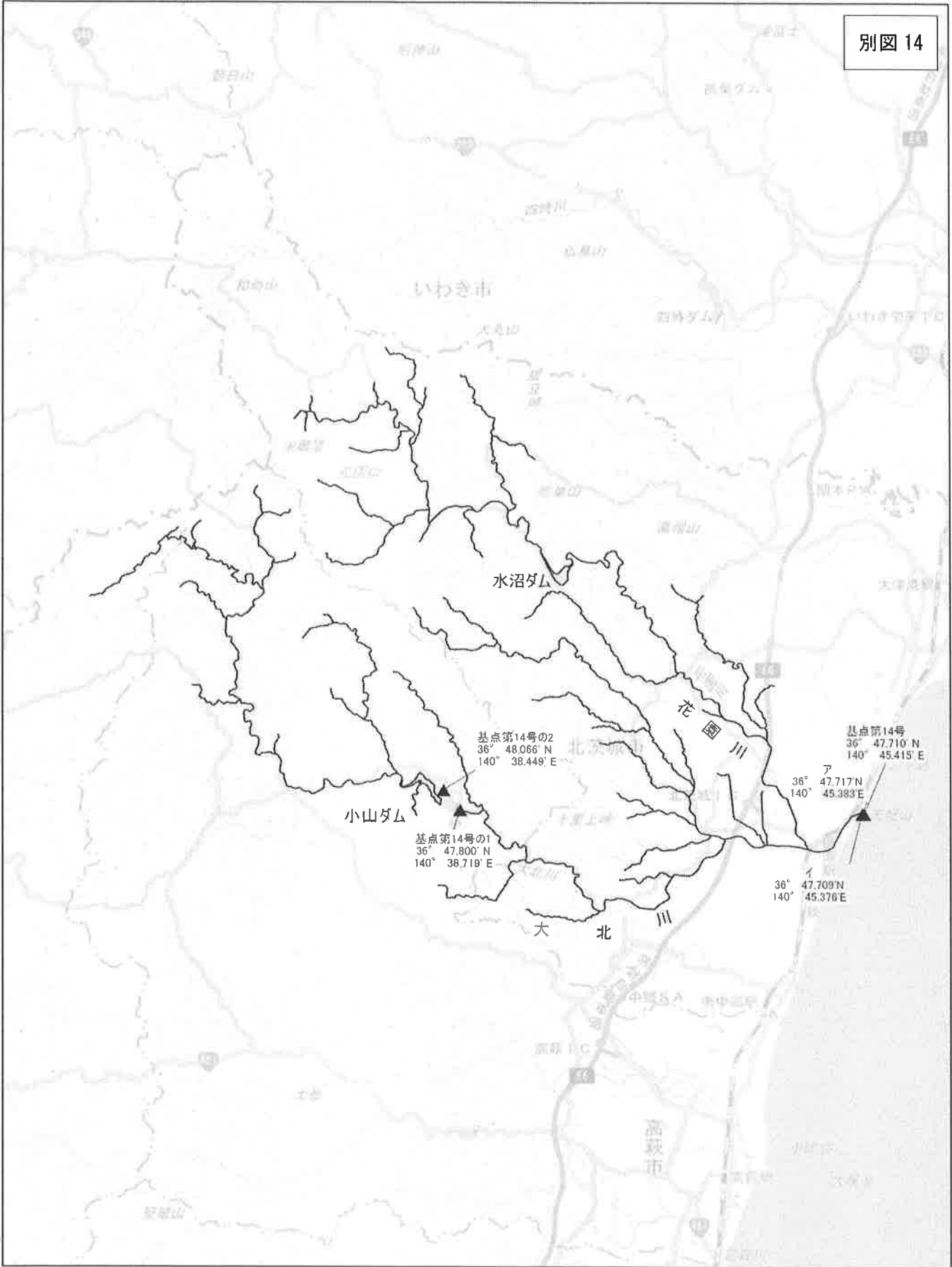
(2) 免許予定日 令和 6 年 1 月 1 日

(3) 申請期間 令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

(4) 関係地区 茨城県北茨城市及び高萩市

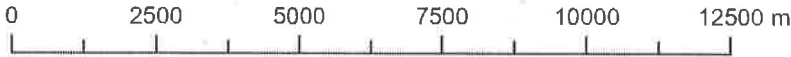
(5) 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

別図 14



茨内共第17号

背景図;地理院タイル



(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県水戸市、ひたちなか市、東茨城郡大洗町及び那珂市地先の那珂川並びにその支流（涸沼川を除く。）

ウ 漁場の区域

次の基点乙とアとを結んだ線から上流水戸市中河内町地先の千歳橋下流端までの那珂川及びその支流の区域。ただし、基点第 10 号とイとを結んだ線から上流の涸沼川を除く。（別図 15 のとおり）

	緯度経度	位置
基点乙	36° 20.239' N 140° 35.640' E	那珂湊漁港取付護岸に設置した標識
基点第 10 号	36° 20.197' N 140° 35.034' E	茨城県水戸市川又町の東端
ア	36° 20.122' N 140° 35.822' E	基点乙から 128 度（真方位）の線と対岸との交点
イ	36° 20.152' N 140° 35.182' E	基点第 10 号から 110 度（真方位）の線と対岸との交点
千歳橋下流端	36° 24.235' N 140° 27.355' E	茨城県水戸市中河内町地先 ※緯度経度は中心

(2) 制限又は条件

船舶の航行を妨げてはならない

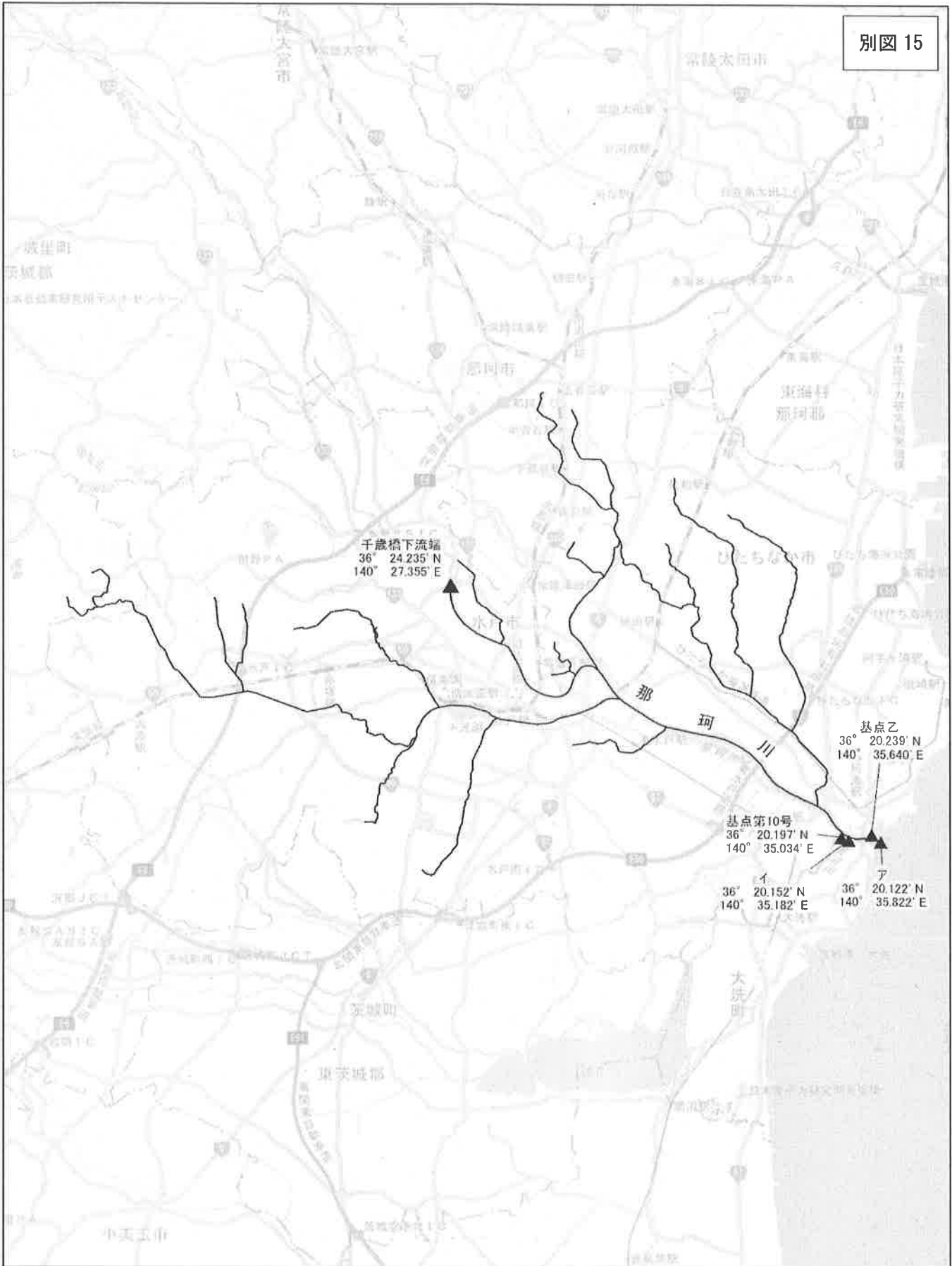
(3) 免許予定日 令和 6 年 1 月 1 日

(4) 申請期間 令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

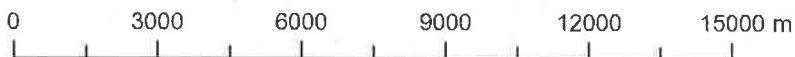
(5) 関係地区 茨城県水戸市、ひたちなか市、東茨城郡大洗町及び那珂市

(6) 存続期間 令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日まで

別図 15



茨内共第23号



背景図;地理院タイル

16 公示番号 茨内共第 24 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県水戸市、東茨城郡大洗町、同郡茨城町及び鉾田市地先の涸沼川（涸沼を含む。）並びにその支流

ウ 漁場の区域

次の基点第 10 号とイとを結んだ線から上流茨城県東茨城郡茨城町上石崎地先の涸沼大橋下流端までの涸沼川（涸沼を含む。）及びその支流の区域（別図 16 のとおり）

	緯度経度	位置
基点第 10 号	36° 20.197' N 140° 35.034' E	茨城県水戸市川又町の東端
イ	36° 20.152' N 140° 35.182' E	基点第 10 号から 110 度（真方位）の線と対岸との交点
涸沼大橋下流端	36° 16.317' N 140° 27.534' E	茨城県東茨城郡茨城町上石崎地先 ※緯度経度は中心

(2) 制限又は条件

船舶の航行を妨げてはならない

(3) 免許予定日 令和 6 年 1 月 1 日

(4) 申請期間 令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

(5) 関係地区 茨城県水戸市、東茨城郡大洗町、同郡茨城町及び鉾田市

(6) 存続期間 令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日まで

第 2 類似漁業権以外の漁業権

該当なし

(参考資料)

内水面漁場計画の諮問からの変更点

15 公示番号 茨内共第 23 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県水戸市、ひたちなか市、東茨城郡大洗町及び那珂市地先の那珂川並びにその支流（酒沼川を除く。）

ウ 漁場の区域

次の基点乙とアとを結んだ線から上流水戸市中河内町地先の千歳橋下流端までの那珂川及びその支流の区域。ただし、基点第 10 号とイとを結んだ線から上流の酒沼川を除く。（別図 15 のとおり）

	緯度経度	位置
基点乙	36° 20. 239' N 140° 35. 640' E	那珂湊漁港取付護岸に設置した標識
基点第 10 号	36° 20. 197' N 140° 35. 034' E	茨城県水戸市川又町の東端
ア	36° 20. 122' N 140° 35. 822' E	基点乙から 128 度（真方位）の線と対岸との交点
イ	36° 20. 152' N 140° 35. 182' E	基点第 10 号から 110 度（真方位）の線と対岸との交点
千歳橋下流端	36° 24. 240' N 140° 27. 354' E	茨城県水戸市中河内町地先 ※緯度経度は中心

(2) 制限又は条件

船舶の航行を妨げてはならない

36° 24. 235' N
140° 27. 355' E

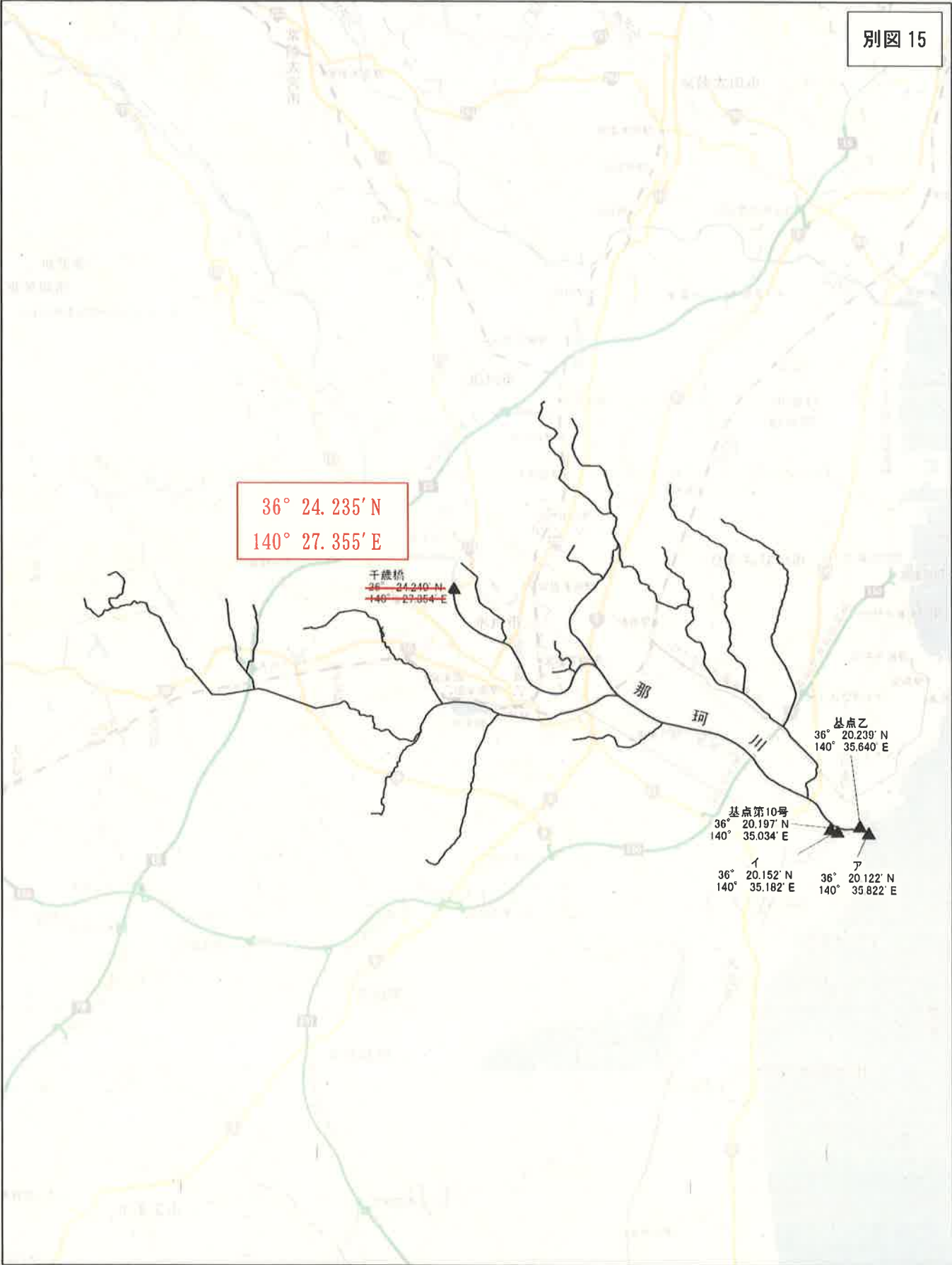
(3) 免許予定日 令和 6 年 1 月 1 日

(4) 申請期間 令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

(5) 関係地区 茨城県水戸市、ひたちなか市、東茨城郡大洗町及び那珂市

(6) 存続期間 令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日まで

別図 15



茨内共第23号



背景図：地理院タイル

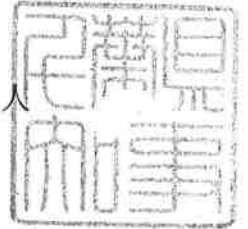
茨城県内水面漁場管理委員会 様

利根川における内水面漁場計画について（諮問）

このことについて、漁場計画の案を別添のとおり作成したので、漁業法第67条第2項で準用する第64条第4項の規定により諮問します。

令和4年12月19日

千葉県知事 熊谷 俊人



令和5年漁業権一斉切替 利根川における内水面漁場計画(案)の概要
 (1)共同漁業権

公示番号	種類	存続期間	漁業の名称及び漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	条件	現行の漁業権番号 内共第14号	参考 現行の漁業権者 (漁業協同組合)	活用状況
内共第14号 (利根川)	第5種	R5.9.1から R15.8.31まで	こい ふな うなぎ (1/1~12/31) (1/1~12/31) (1/1~12/31)	千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、成田市及び香取郡神崎町並びに茨城県古河市、茨城県五霞町及び埼玉県、坂東市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、利根郡河内町、利根郡玉加須市及び久喜市	千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、成田市及び香取郡神崎町並びに茨城県古河市、茨城県五霞町及び埼玉県、坂東市、常総市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、利根郡河内町、利根郡玉加須市及び久喜市	千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、成田市及び香取郡神崎町並びに茨城県古河市、茨城県五霞町及び埼玉県、坂東市、常総市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、利根郡河内町、利根郡玉加須市及び久喜市	茨城県高萩郡五霞町地先の関信水門門堤堤上流端から上流50メートルの区域においては網漁具を使用してはならない。	手賀沼 印旛沼 新利根 鬼怒利根 埼玉県北部	適切かつ有効に活用されている。	

下欄部：今回変更する箇所

※漁業法第63条第1項第2号に規定する類似漁業権として設定

利根川における内水面漁場計画の内容（案）

漁業権に関する事項

- 1 公示番号 内共第十四号
- 2 漁場の位置 千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、印旛郡栄町、成田市及び香取郡神崎町、茨城県古河市、猿島郡五霞町及び境町、坂東市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、稲敷郡河内町並びに稲敷市並びに埼玉県加須市及び久喜市地先
- 3 漁場の区域 次の基点第一号とアの点を結ぶ線から基点第二号とイの点を結ぶ線までの利根川本流の区域（ただし、基点第三号とウの点を結ぶ線から上流の小貝川、基点第四号とエの点を結ぶ線から上流の鬼怒川、基点第五号と基点第六号を結ぶ線から下流の江戸川及び基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の渡良瀬川の区域を除く。）
 - 基点第一号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交差点
 - 基点第二号 埼玉県加須市飯積地先の合の川防災ステーションに設置された国土交通省利根川上流河川事務所の河川管理境界標識（利根川左岸）
 - 基点第三号 茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の国土交通省キロ杭ゼロ点（小貝川左岸）
 - 基点第四号 茨城県守谷市大木地先の鬼怒川護岸突端（鬼怒川右岸）
 - 基点第五号 茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門下流端（江戸川右岸）
 - 基点第六号 茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門下流端（江戸川左岸）
 - 基点第七号 埼玉県加須市本郷地先の東武鉄道鉄橋左端橋礎（渡良瀬川右岸）
 - 基点第八号 茨城県古河市中田新田地先の香取神社鳥居右柱（渡良瀬川左岸）
 - ア 基点第一号から三五二度の線と利根川左岸との交差点
 - イ 基点第二号から二三〇度の線と利根川右岸との交差点
 - ウ 基点第三号から二九二度の線と小貝川右岸との交差点
 - エ 基点第四号から六一度の線と鬼怒川左岸との交差点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ふな漁業	"
	うなぎ漁業	"

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで
- 6 関係地区 千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、印旛郡栄町、成田市及び香取郡神崎町、茨城県古河市、猿島郡五霞町及び境町、坂東市、常総市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、稲敷郡河内町並びに稲敷市並びに埼玉県加須市及び久喜市
- 7 条件 茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門堰堤上流端から上流五〇メートルの

区域においては、網漁具を使用してはならない。

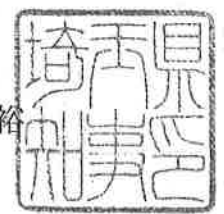
備考 3 漁場の区域の度数表示については、全て真方位表示とする。

生振第 979号

令和5年3月10日

茨城県内水面漁場管理委員会会長 様

埼玉県知事 大野元裕



内水面漁場計画の案について（諮問）

別添のとおり内水面漁場計画の案を作成したので、漁業法 67 条第 2 項で準用する第 64 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

担 当 生産振興課 花き・果樹・特産・水産担当 小山
電 話 048-830-4151
FAX 048-830-4843



内水面漁場計画のうち第五種共同漁業権の漁場計画（案）の概要

1 免許の内容たるべき事項

下線部：現行免許との相違点

公示番号	漁業の種類	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域
共 第 1号	あゆ漁業、ます類漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、かじか漁業、わかさぎ漁業、なます漁業	1月1日 から 12月31日	熊谷市、行田市、秩父市、飯能市、東松山市、鴻巣市、深谷市、比企郡滑川町、秩父郡横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、大里郡寄居町	荒川(上流～大芦橋)、中津川、赤平川、横瀬川等
共 第 2号	あゆ漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、どじょう漁業、わかさぎ漁業、なます漁業	1月1日 から 12月31日	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、東松山市、狭山市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、入間郡三芳町、比企郡滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、大里郡寄居町、 <u>東京都清瀬市、東村山市</u>	荒川(大芦橋～笹目橋)、市野川、びん沼川、伊佐沼、 <u>柳瀬川、芝川第一調節池</u> 等
共 第 3号	あゆ漁業、ます類漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、どじょう漁業、かじか漁業、わかさぎ漁業、なます漁業	1月1日 から 12月31日	川越市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、入間郡毛呂山町、越生町、比企郡嵐山町、小川町、川島町、鳩山町、ときがわ町、秩父郡東秩父村	都幾川、高麗川、越辺川、槻川、入間川、有間川等
共 第 4号	<u>ます類漁業</u> 、うぐい漁業、おいかわ漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、どじょう漁業、わかさぎ漁業、なます漁業	1月1日 から 12月31日	熊谷市、行田市、本庄市、深谷市、秩父郡皆野町、長瀨町、児玉郡美里町、神川町、上里町	小山川、福川、間瀬川
共 第 5号	おいかわ漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、どじょう漁業、わかさぎ漁業、なます漁業	1月1日 から 12月31日	さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町、松伏町、茨城県五霞町、東京都足立区、葛飾区	中川、綾瀬川、元荒川、大落古利根川、青毛堀川、備前堀川、葛西用水路等

共 第 6号	こい漁業、ふな漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	加須市、茨城県古河市	渡良瀬川(栃木県境～利根川との合流点)
共 第 7号	あゆ漁業、ます類漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、かじか漁業	1月1日 から 12月31日	飯能市、 東京都青梅市	成木川(未成橋～両郡橋)、直竹川
共 第 8号	こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	川口市、戸田市、 東京都板橋区、北区	荒川(笹目橋～芝川水門)
共 第 9号	あゆ漁業、ます類漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、どじょう漁業、わかさぎ漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	行田市、加須市、熊谷市、本庄市、羽生市、深谷市、児玉郡神川町、上里町、 群馬県藤岡市、伊勢崎市、玉村、明和町、千代田町、大泉町	利根川(五料橋～加須市飯積)、 烏川(群馬県境～下流)、神流川(渡戸橋～下流)

- 2 免許予定日
令和6年1月1日
- 3 申請期間
令和5年8月21日から令和5年10月2日まで
- 4 存続期間
令和6年1月1日から令和15年12月31日まで
- 5 制限または条件
なし

内水面漁場計画のうち第二種区画漁業権の漁場計画(案)の概要

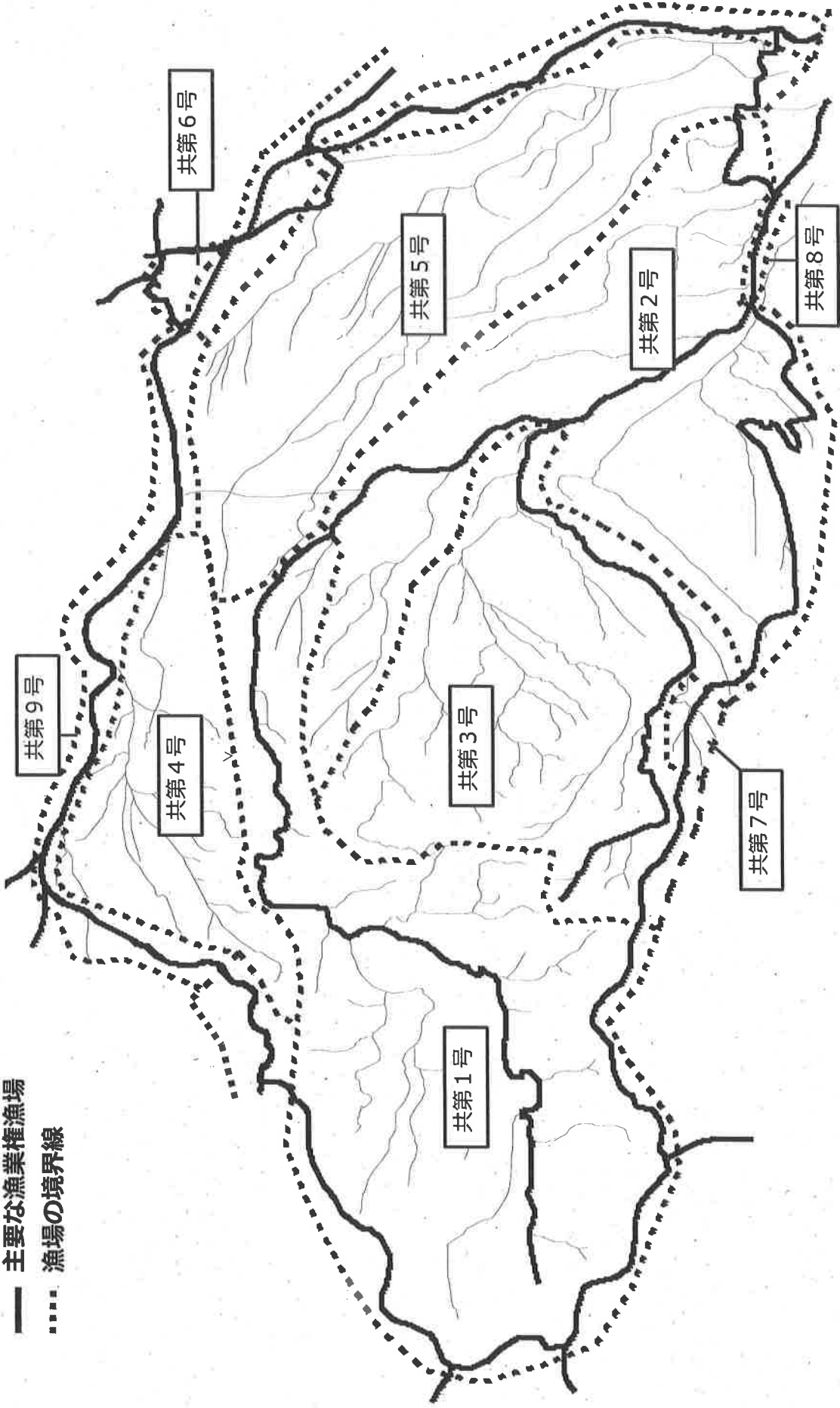
1 免許の内容たるべき事項

免許番号	漁業の種類	漁場の位置	漁場の区域
区第1号	こいの養殖業	埼玉県児玉郡美里町大字広木 摩訶池47.4番地2	摩訶池 391.7アール
区第2号	こいの養殖業	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字 市場17番地	古沼 204.9アール

- 2 免許予定日
令和6年1月1日
- 3 申請期間
令和5年8月21日から令和5年10月2日まで
- 4 存続期間
令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
- 5 制限または条件
なし

漁場図 (略図)

- 主要な漁業権漁場
- 漁場の境界線



現行免許との相違点

漁場	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域
共第1号			
共第2号		追加：東京都清瀬市、東村山市	追加：芝川第一調節池（川口市・さいたま市）、柳瀬川（東京都の区間）（清瀬市・東村山市）
共第3号			削除：入西調整池（こはるか池）（坂戸市）
共第4号	追加：ます類漁業		
共第5号			
共第6号 (新設)	こい漁業、ふな漁業、なまず漁業	加須市、茨城県古河市	渡良瀬川（栃木県境から下流）
共第7号 (旧6号)	追加：かじか漁業		
共第8号 (旧7号)			
共第9号 (旧8号)	削除：わかさぎ漁業		

五 公示番号 共第五号

イ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業権	おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 どじょう漁業 わかさぎ漁業 なまず漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(2) 漁場の位置

埼玉県さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、南埼玉郡宮代町並びに北葛飾郡杉戸町及び松伏町並びに茨城県猿島郡五霞町並びに東京都足立区及び葛飾区地先

(3) 漁場の区域

次に掲げる基点第十号と点イを結ぶ線より上流の中川（上流から大場川合流点まで）、次に掲げる基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線より上流の綾瀬川（上流から内匠橋まで）、伝右川、古綾瀬川、一の橋放水路、深作川、大場川、第二大場川、元荒川、星川（見沼代用水兼用区間（行田市荒木から久喜市菖蒲町上大崎まで）を除く。）、野通川、旧忍川（さきたま調整池）、赤堀川、忍川、新方川、会之堀川、大落古利根川、隼人堀川、庄兵衛堀川、姫宮落川、備前堀川、備前前堀川、青毛堀川、倉松川、大島新田川、幸手放水路、午の堀川、手子堀川、新槐堀川、権現堂川、笠原沼落、葛西用水路（会の川合流点（加須市大桑）より下流）、会の川、志多見落堀、上青毛北堀、上青毛南堀、江川堀、六郷堀、天王新堀、古笈田落、大英寺落、八ヶ村落、五ヶ村落、油井ヶ島沼、南方用水路、松原落排水路、旧槐堀川、中谷落排水路、香林寺上流排水路、香林寺落排水路、三尺落堀排水路、導水渠、新堀排水路、開二十九排水路、沼尻落排水路、古利根排水路、十王堀排水路、稲荷木落排水路、中島用悪水路、神扇落排水路、大中落悪水路、安戸落悪水路、末田大用水路、葛西用水路（逆川用水）、東

京葛西用水、八条用水路、二郷半領用水路、新田用水路、木壳落悪水路及び下八間堀悪水路

基点第十号 東京都足立区六木三丁目中川堤防上の埼玉県と東京都の境界標柱（中川右岸）

点イ 基点第十号から百六十一度三十分（真方位による。）の線と中川左岸との交点（中川左岸）

基点第十一号 東京都足立区南花畑三丁目（内匠橋下流端（綾瀬川右岸））

基点第十二号 東京都足立区神明一丁目（内匠橋下流端（綾瀬川左岸））

ロ 免許予定日

令和六年一月一日

ハ 申請期間

令和五年八月二十一日から令和五年十月二日まで

ニ 関係地区

埼玉県さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、南埼玉郡宮代町並びに北葛飾郡杉戸町及び松伏町並びに茨城県猿島郡五霞町並びに東京都足立区及び葛飾区

ホ その他

(1) 制限又は条件

なし

(2) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

六 公示番号 共第六号

イ 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業権	こい漁業 ふな漁業 なまず漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(2) 漁場の位置

埼玉県加須市及び茨城県古河市地先

(3) 漁場の区域

栃木県境から基点第十三号と基点第十四号を結ぶ線までの渡良瀬川

基点第十三号 埼玉県加須市本郷地先の東武鉄道鉄橋左端橋礎（渡良瀬川右岸）

基点第十四号 茨城県古河市中田新田地先の香取神社鳥居右柱（渡良瀬川左岸）

ロ 免許予定日

令和六年一月一日

ハ 申請期間

令和五年八月二十一日から令和五年十月二日まで

ニ 関係地区

埼玉県加須市及び茨城県古河市

ホ その他

(1) 制限又は条件

なし

(2) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

埼玉県第五種共同漁業権 共第5号漁場図 (茨城県境周辺)



公 告

(茨城県内水面漁場管理委員会)

◎内水面漁場計画に関する公聴会開催

漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第5項及び同法第171条第4項の規定に基づき、埼玉県における内水面漁場計画について、次のとおり公聴会を開催しますので、意見を述べたい方はご出席ください。

令和 年 月 日

茨城県内水面漁場管理委員会
会長 高杉 則行

1 開催日時及び場所

令和5年6月27日(火)午後2時

水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎3階共用会議室A

2 案件

共同漁業権の内水面漁場計画について

埼玉県 共第5号、6号(中川ほか)

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

(1) 縦覧に供する書類 埼玉県における共同漁業権の内水面漁場計画案の写し

(2) 縦覧の期間 令和5年 月 日(公告日)から令和5年6月23日まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 縦覧の場所 茨城県内水面漁場管理委員会事務局

(水戸市笠原町978番6 県庁漁政課内)

3 公述の申し込み

公聴会において意見を述べようとする者(以下「公述者」という。)は、令和5年6月23日の午後5時までに別に定める様式により、住所、氏名、年齢、職業、当該事案に関して利害関係を有する理由及び発言内容の要旨を記載した書面を当委員会事務局に提出してください。

4 公述者の範囲

公聴会における公述者の範囲は、次に掲げる者とする。

(1) 当該内水面において漁業を営む者

(2) 当該内水面において漁業を営もうとする者

(3) その他の利害関係人

5 その他

上記のほか、公聴会は茨城県内水面漁場管理委員会の公聴会に関する手続規程(平成7年2月9日規程第2号)に定めるところによる。

様式

公 述 申 込 書

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 年 齢
- 4 職 業
- 5 当該事案に関して利害関係を有する理由
- 6 発言内容の要旨

令和 年 月 日
氏名 (自署)

茨城県内水面漁場管理委員会
会 長 高 杉 則 行 殿

茨城県知事免許における区画漁業権の内水面漁場計画について

茨城県農林水産部漁政課

1 切替対象の漁業権

内 容	免 許		存続期間
	存続期間	件 数	
区画漁業権 (魚類養殖業)	5年	1	H31. 1. 1～R5. 12. 31

2 漁業権行使状況調査の結果

免許番号	結 果
茨内区第1号	<p>適切かつ有効に利用されており、活用漁業権と判断された。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>類似漁業権として内水面漁場計画を作成する。</p>

3 今後のスケジュール

	時 期	事 項
漁場計画の決定・公表	令和5年4月14日	漁場計画の素案提示（委員会）
	令和5年6月	漁場計画の諮問（委員会）
	令和5年8月	公聴会の開催（委員会） 漁場計画の答申（委員会） 漁場計画の決定及び公表
免 許	令和5年10月	免許申請
	令和5年10月～11月	適格性の審査
	令和5年12月	免許の諮問（委員会） 免許の登録 免許の公示

区画漁業権漁場計画（素案）

1 公示番号 茨内区第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種区画漁業	魚類養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨城県水戸市松本町墓所下 2275 番 1 地先

(3) 漁場の区域

ため池（通称 谷中池） 1,655 平方メートル

3 制限又は条件

養殖できる魚類は、令和5年 月 日茨城県告示第 号で公示*した方法により公表した第5種共同漁業の免許において漁業の名称に示した魚類及びめだかに限る。

※現在、県報による公示手続き中

4 免許予定日

令和6年1月1日

5 申請期間

令和5年10月1日から同年10月30日まで

6 存続期間

令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

7 地元地区

茨城県水戸市

令和6年1月の漁業権免許の一斉切替における基本的な考え方

令和5年1月6日

茨城県農林水産部漁政課

第1 基本的な考え方

現在免許されている共同漁業権は免許後10年、区画漁業権のうち魚類養殖業にかかるものは5年を経過し、いずれも令和5年に満了する。

令和6年1月から予定されている漁業権免許の一斉切替は、令和2年12月に施行された改正後の漁業法（昭和24年法律第267号、以下「法」という。）の下で行われる初めての免許切替であり「海面利用制度等に関するガイドライン」（令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁長官通知、以下「ガイドライン」という。）等に基づいて行われることとなる。

この10カ年の本県の内水面漁業を取り巻く状況を鑑みると、内水面漁業の従事者の減少や高齢化が進んでいるほか、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い遊漁をはじめとした屋外レジャーが流行していること、遊漁の手法や外来魚等遊漁の対象魚種が多様化していること、内水面漁業権の対象生物の分布や生態に変化が見られること等、その状況は10年前、20年前の漁場計画樹立時とは異なる自然・社会環境に置かれている。また、ガイドラインにおいては、既存の漁場の円滑な利用の確保や新規漁場の確保・有効利用を図ることなどを含め、一層の水面の有効活用が求められているところである。

令和5年の漁業権一斉切替にあたっては、内水面を取り巻く自然・社会環境の変化を注視しながら、漁場利用の実態を十分把握し、漁業権の内容を再検討したうえで、漁場の総合利用を図り漁業生産力を維持発展させ、かつ漁業調整上その他公益に支障を及ぼさないと認められる場合に内水面漁場計画を作成するものとする。

第2 漁場計画の作成にあたっての基本事項

1 免許予定日

現在免許されている漁業権の存続期間の満了する令和5年12月31日の翌日の令和6年1月1日とする。

2 漁業権の存続期間及び内水面漁場計画の期間

(1) 共同漁業権

令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間とし、その間に内水面漁場計画を5年ごとに定める。

(2) 区画漁業権（第2種区画漁業権：魚類養殖業）

令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間とする。

3 免許番号

(1) 共同漁業権

引続き内水面漁場計画を作成する場合は、原則として現免許番号を使用する。

(2) 区画漁業権（第2種区画漁業権：魚類養殖業）

新たな漁場計画に基づき免許番号を決定する。

4 免許しようとする漁業権の内容等

(1) 共同漁業権

ア 現行の漁業権が設定されていない水面には、新規の内水面漁場計画は作成しない。

イ 従来どおり1河川1漁業権を原則とする。

ウ 河川を利用する漁業協同組合が存在し、漁場の管理、保護培養が図られ、漁場を組合の管理に任せることが漁業生産の向上の面で望ましい場合、内水面漁場計画を作成する。

エ 土地改良区の水利権等が設定されている河川・水路においては、土地改良区との同意が得られる場合にのみ内水面漁場計画を作成する。

オ 漁業権の消滅補償等のあった漁場区域（昭和59年以降）については、補償した者の同意が得られる場合にのみ内水面漁場計画を作成する。

カ 現に適切かつ有効に活用されている漁業権（活用漁業権）があるときは、当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（類似漁業権）を設定する。

キ 操業実績のないもの及び採捕従事者のない場合は、内水面漁場計画を作成しない。

ク 河川の漁場区域は、原則として従来どおりとするが、自然・社会的条件の変化に応じて削除及び追加の措置をする。

ケ 漁場基点は、原則として従来の基点を使用するが、新たに漁場区域の変更があった場合は新たな基点を設置する。また、従来の基点が消滅・移設等により使用できない場合は、近傍の物標等を新たな基点へ設定、あるいは新たな標識等を設置する。

なお、区域の表記については、緯度経度表示を基本とするが、従来より標識等の物標を基点としているものについては、必要に応じて従来の表記を併記する。

コ 対象魚種は以下のとおりとする。

(ア) 第1種共同漁業権

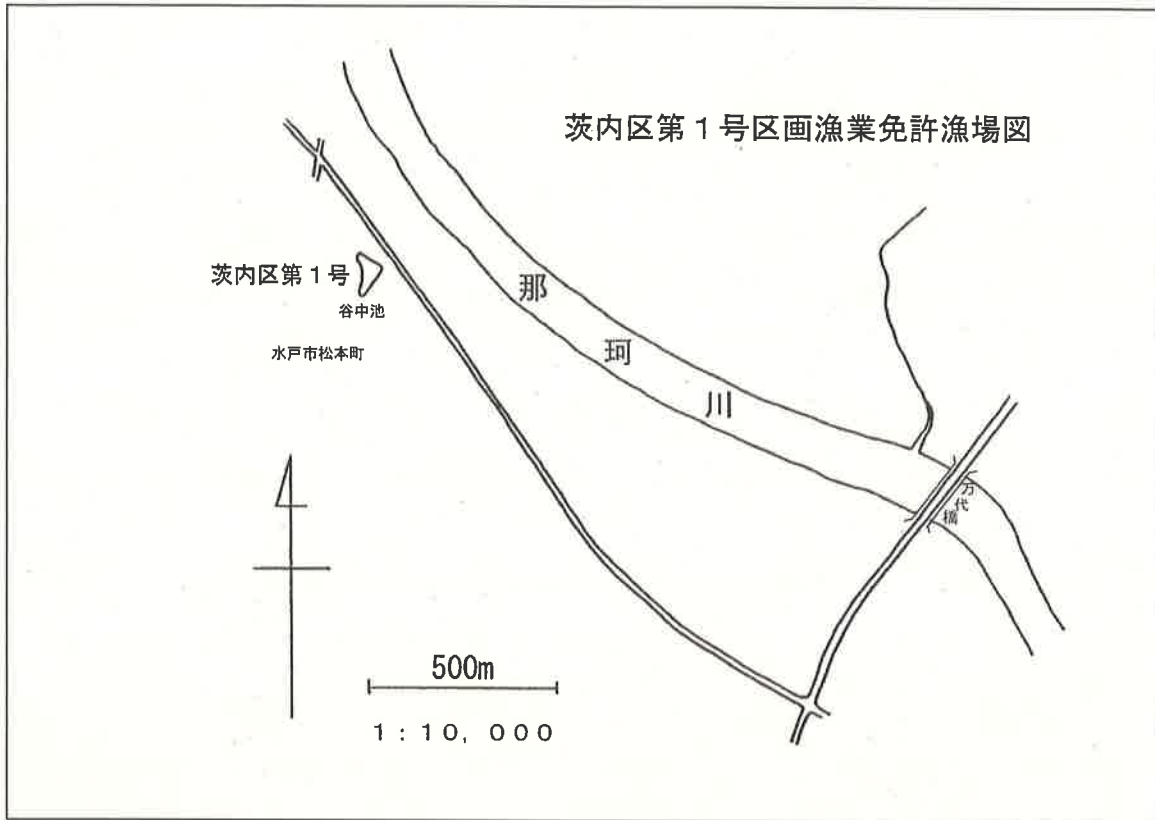
- a 霞ヶ浦総合開発事業に伴い漁業権から削除した魚種は、新たに対象魚種に追加しない。
- b 近年における資源の状況及び行使状況をふまえ、資源の利用がほとんどみられない、もしくは今後5年の間においても利用される見込みが乏しいものについては、対象魚種から削除する。

(イ) 第5種共同漁業権

- a 霞ヶ浦総合開発事業により漁業権から削除した魚種は、新たに対象魚種に追加しない。
- b 近年における資源の状況及び採捕の実態をふまえて、今後、放流等の有効な増殖手段が講じられ、かつ利用する見通しが得られるものについては、対象魚種に追加する。一方、資源の利用がほとんどみられない、もしくは資源状況が悪いなど、今後5年の間にも利用される見込みが乏しいものについては、対象魚種から削除する。
- c オオクチバス、ブルーギル等、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）において特定外来生物に指定されている魚類については、対象魚種に追加しない。
- d 漁業権者の増殖計画のないものは、対象魚種から削除する。

(2) 区画漁業権（第2種区画漁業権：魚類養殖業）

- ア 新規の内水面漁場計画は作成しない。
- イ 漁場区域については、原則として現行どおりとする。
- ウ 近年、漁業権の行使がなされていないものについては、将来における行使計画を勘案して内水面漁場計画を作成するものとするが、将来においても利用する見込みが乏しいものについては、内水面漁場計画を作成しない。



漁場位置図



現行免許受有者による漁場活用の状況（(有)小平鯉金魚養殖場）



漁 諮 問 第 1 号

茨城県内水面漁場管理委員会

たねうなぎの特別採捕について、別紙のとおり許可したいので、茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号）第41条第9項の規定により意見を求める。

令和5年4月10日

茨城県知事 大井川 和彦



(別紙)

諮 問 の 内 容

- 1 許可申請者
茨城県神栖市日川3744 常陸川漁業協同組合
- 2 許可する理由
県内河川、湖沼放流用種苗供給のため
- 3 許可しようとする内容

(1) 採捕する水産動物の名称及び数量	たねうなぎ 100kg以内
(2) 適用除外の条項	茨城県内水面漁業調整規則、 第30条第1項第10号(竹筒) " 第15号(笹浸) 第33条(全長制限) 第34条第2号(手繰網)
(3) 採捕の区域	茨内共第2号共同漁業権の漁場区域 (常陸利根川及び利根川)
(4) 採捕の期間	5月1日から10月31日まで
(5) 使用漁具及び漁法並びに統数	うなぎ手繰網 1カ統 うなぎ笹浸 1カ統 竹筒 18カ統
(6) 採捕に従事する者の住所及び氏名	うなぎ手繰網 うなぎ笹浸 竹筒
(7) 使用船舶	
(8) 許可有効期間	令和5年5月1日から令和5年10月31日まで

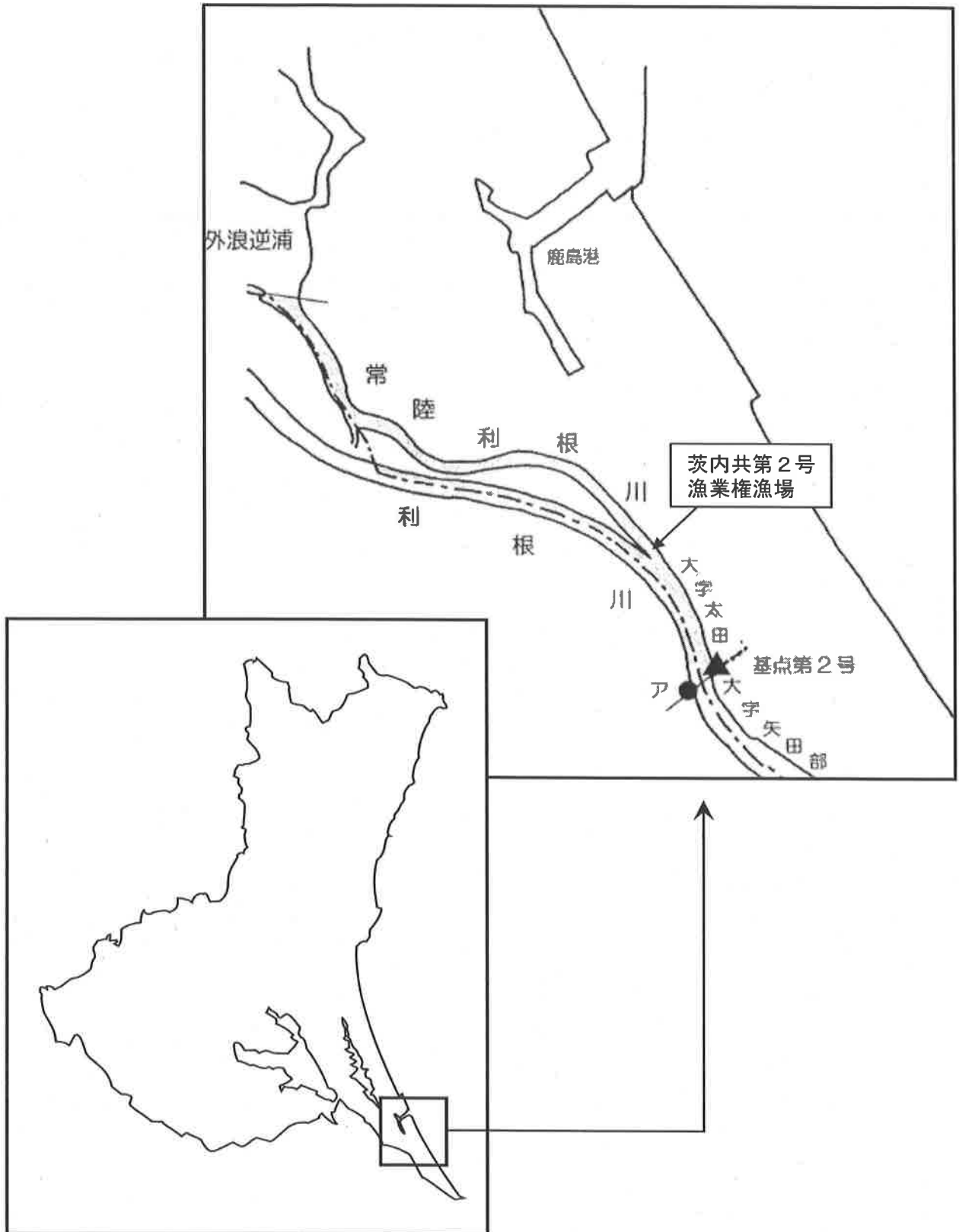
4 制限又は条件

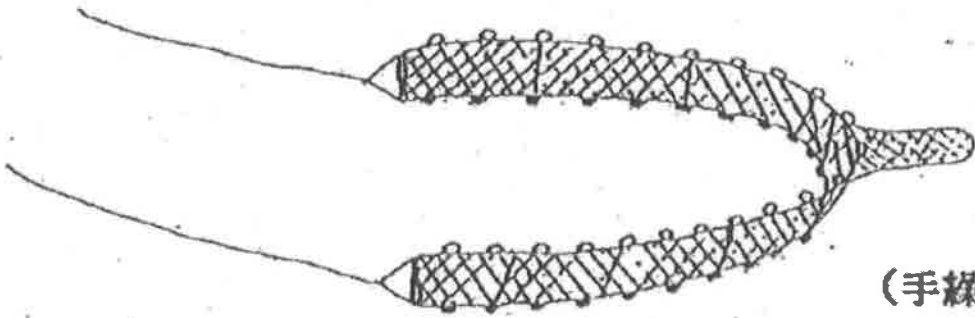
- (1) うなぎ手繰網によって特別採捕を行う場合は、日出から日没までの間とする。
- (2) 特採許可を受けた者は、採捕従事者に対し、本人の写真を貼付した特別採捕従事者証を交付しなければならない。
- (3) 採捕従事者は、特別採捕に際しては、(2)の採捕従事者証を携帯しなければならない。
- (4) 採捕する場合には、ゼッケンを着用しなければならない。
- (5) 特採許可を受けた者は、知事が採捕の状況について中間報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (6) 特採許可を受けた者は、知事が出荷先及び出荷数量について報告を求めた場合、これに応じなければならない。

- (7) 船舶の航行を妨げてはならない。
- (8) 採捕従事者又は採捕補助者が特採許可の内容に違反したときは、この特採許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。
- (9) この特採許可により採捕したうなぎ種苗については、輸出貿易管理令に基づく場合を除き、国外への輸出を禁じる。
- (10) 笹浸は、1ヶ統当たりが使用する笹束の数は200束以内でなければならない。
- (11) せんは、1ヶ統当たりが使用するせんの数は500個以内でなければならない。
- (12) 竹筒は、1ヶ統当たりが使用する筒の数は2,000本以内でなければならない。

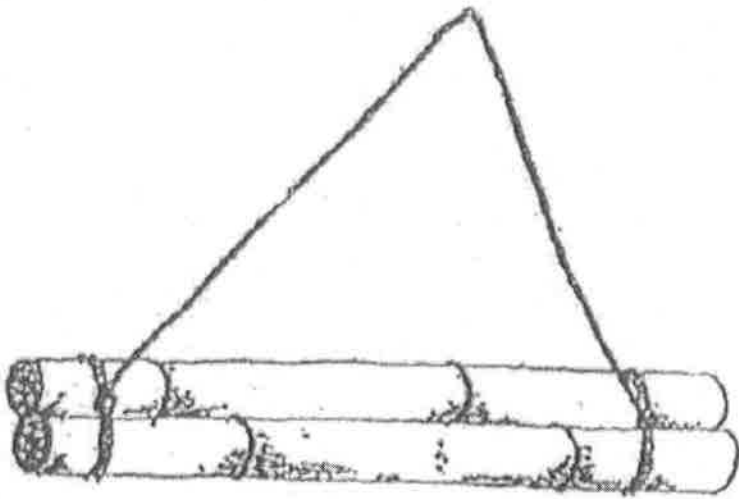
採捕の区域 (茨内共第2号)

利根川及び常陸利根川

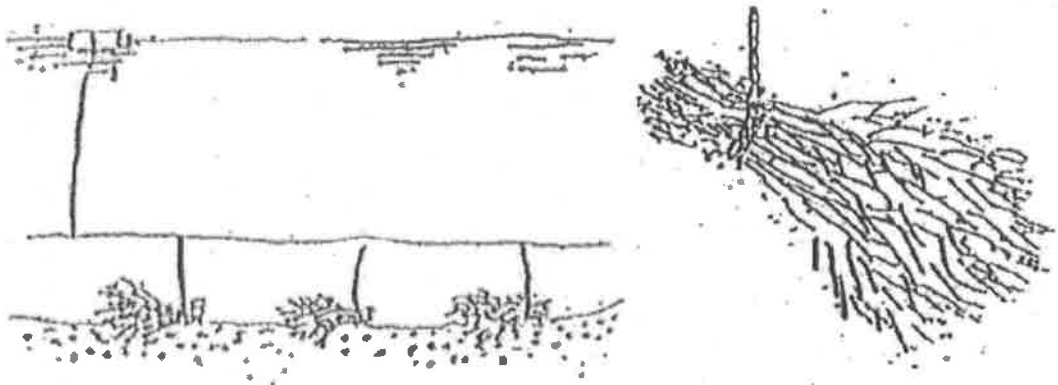




(手繰網)



(竹筒)



(竹筒)

うなぎ種苗の特別採捕許可取扱方針

(趣 旨)

- 第1 茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号。以下「規則」という。）第41条第1項に規定する試験研究等の採捕許可のうち、国内での増養殖用におけるうなぎ種苗の採捕許可（以下「特採許可」という。）に関しては、規則の規定によるほか、この取扱方針の定めるところによる。

(定 義)

- 第2 この取扱方針においてうなぎ種苗とは次の表に掲げるものをいう。

種 類	定 義
しらすうなぎ	全長6センチメートル未満のもの
たねうなぎ	全長6センチメートル以上 23センチメートル以下のもの

(適用範囲)

- 第3 この取扱方針は、内水面に適用する。

(許可の基準)

- 第4 特採許可は、次の表に掲げる条件を満たす者に対して適用する。

採捕区域	許可の対象者	採捕目的
共同漁業権漁場	漁業協同組合	(1) 河川放流用種苗 (2) 養殖用種苗

(採捕区域)

- 第5 特採許可により採捕できる区域は、特採許可を受けた者が免許を受けている共同漁業権漁場の区域内とする。

(採捕の期間)

- 第6 特採許可により採捕できる期間は、次の表に掲げる期間とする。

種苗の種類	採 捕 期 間
しらすうなぎ	12月1日から翌年4月30日まで
たねうなぎ	5月1日から10月31日まで

(採捕従事者等)

- 第7 特採許可を受けた者が、特別採捕に従事する者（以下「採捕従事者」という。）を

選定する場合は、当該組合の所属組合員であつて、かつ、規則第10条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない者でなければならない。なお、採捕従事者は、採捕を補助する者をおくことが出来る。

(使用漁具)

第8 採捕に使用する漁具は、うなぎ手繰網、ふくろ網のうち長ぶくろ網並びに掛ぶくろ網、すくい網のうち火光利用すくい網、ひき網、笹浸、せん及び竹筒とし、統数については別途定める。

(許可の申請)

第9 特採許可を受けようとする者は、規則に定める申請書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 採捕の区域図
- (2) 採捕した種苗の供給計画書
- (3) その他必要と認める書類

(申請の時期)

第10 特採許可を受けようとする者は、原則として採捕実施予定日の50日前までに申請しなければならない。

(制限又は条件)

第11 特採許可に際しては、次の制限又は条件をつける。

- (1) 特採許可を受けた者は、採捕従事者に対し、顔写真を貼付した別記様式第1号の特別採捕従事者証（以下「従事者証」という。）を交付しなければならない。
- (2) 採捕従事者は、特別採捕に際しては前号の採捕従事者証を携帯しなければならない。
- (3) 採捕する場合には、別記様式第2号のゼッケンを着用しなければならない。
- (4) 特採許可を受けた者は、知事が採捕の状況について中間報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (5) 特採許可を受けた者は、知事が出荷先及び出荷数量について報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (6) 船舶の航行を妨げてはならない。
- (7) 採捕従事者又は採捕補助者（以下「採捕従事者等」という。）が特採許可の内容に違反したときは、この特採許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。
- (8) この特採許可により採捕したうなぎ種苗については、輸出貿易管理令に基づく場合を除き、国外への輸出を禁じる。
- (9) 国内全ての養殖場におけるにほんうなぎ池入量が国告示の上限数量に達し、国よりしらすうなぎの採捕を停止する措置を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (10) その他必要と認める事項

(報告)

第12 規則第41条第5項に基づく報告は許可期間終了後1ヵ月以内とする。

(採捕従事者等が違反した場合の措置)

第13 特別採捕の許可を受けた者が特別採捕許可の内容に違反した場合は、規則に定めるもののほか、次の措置を行う。

採捕従事者等が違反して特別採捕を行った場合には、違反の事実が確認された日から当該採捕期間満了日まで採捕従事者等から除外する。また、悪質な違反の場合は、次年度の特採許可にあたり、採捕従事者等として認めない。

(委 任)

第14 この方針の施行に関し、必要な事項は、要領で定める。

付 則

- 1 この方針は、昭和52年11月19日から施行する。
- 2 この方針は、廃止する。
 - (1) うなぎ種苗の特別採捕許可等に関する取扱方針（昭和52年 4月19日施行）
 - (2) たねうなぎの特別採捕許可等に関する取扱方針（昭和52年 4月19日施行）

付 則

- 1 この方針は、平成12年11月 8 日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、平成18年10月 6 日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、平成26年10月16日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、平成27年11月17日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、令和 3 年 3 月17日から施行する。

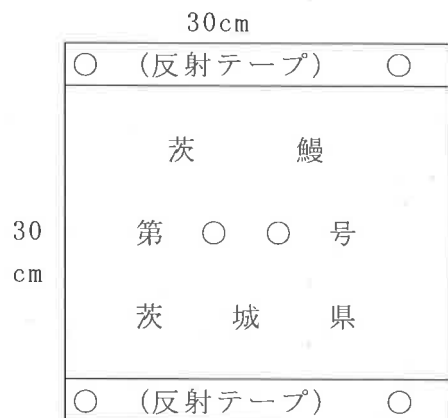
令和 年度 ○○○特別採捕従事者証

- 1 従事番号 第 号
- 2 使用漁具及び統数
- 3 使用船舶 (1) 船名 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数
(4) 推進機関の種類及び馬力数
- 4 採捕従事者及び採捕補助者

	住 所	氏 名	年 齢 性 別	写 真
採捕従事者				
採捕補助者				

- 5 採捕の区域
- 6 採捕従事期間
- 7 採捕従事条件
 - (1) 採捕従事者は、特別採捕に際しては採捕従事者証を携帯しなければならない。
 - (2) 採捕に際しては、船舶の航行を妨害してはならない。
 - (3) 採捕従事者又は採捕補助者が特採許可の内容に違反したときは、この特採許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。
 - (4) 採捕する場合には、別記様式第2号のゼッケンを着用しなければならない。

様式第 2 号



注) 1 地色は黄色
文字は黒色

(参考)

内水面漁業調整規則第41条第2項第4号の使用船舶及び
第8号の採捕に従事する者の住所及び氏名の記載例

採捕に従事する者の住所及び氏名		使用船舶					採捕従事者を補助する者の住所及び氏名	
住所	氏名	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	所有者氏名	住所	氏名
〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇	●●●●	●●●●
							△△△△	△△△△
							□□□□	□□□□
							◆◆◆◆	◆◆◆◆
〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇	●●●●	●●●●
							△△△△	△△△△
							□□□□	□□□□
							◆◆◆◆	◆◆◆◆

たねうなぎの特別採捕許可要領

(昭和 52 年 11 月 19 日制定)

改正 平成 24 年 2 月 15 日

(趣 旨)

第 1 この要領は、たねうなぎの特別採捕のため、うなぎ種苗の特別採捕許可取扱方針（昭和 52 年 11 月 19 日施行。以下「方針」という。）の適用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の対象者)

第 2 特別採捕は、次の表に掲げる条件を満たす者に対して許可する。

採 捕 区 域	許 可 対 象 者	採 捕 目 的
利根川本流	はさき漁業協同組合	(1)河川放流用種苗 (2)養殖用種苗
利根川及び常陸利根川	常陸川漁業協同組合	
澗沼川	大澗沼漁業協同組合	

(採捕数量)

第 3 特別採捕により採捕できる数量は、許可の対象者ごとに次の事項を勘案して定めるものとする。

- (1) 前年度の採捕状況及び供給状況
- (2) 当該年度の需給状況
- (3) 資源状況

(漁具の種類及び統数)

第 4 特別採捕により使用できる漁具の種類及び統数の最高限度は、許可の対象者ごとに定め、次の表に掲げるとおりとする。

許可の対象者	漁具の種類	統 数
はさき漁業協同組合	うなぎ手繰網	39
	せん	6
	竹筒	5
常陸川漁業協同組合	長ぶくろ網	5
	うなぎ手繰網	13
	笹浸	12
	せん	5
	竹筒	30
大澗沼漁業協同組合	笹浸	77
	せん	5

	竹筒	45
--	----	----

(採捕の区域)

第5 特別採捕により採捕できる区域は、次の表に掲げる区域とする。

許可の対象者	採 捕 の 区 域
はさき漁業協同組合	利根川のうち茨内共第1号共同漁業権の漁場区域
常陸川漁業協同組合	利根川及び常陸利根川のうち茨内共第2号共同漁業権の漁場区域
大酒沼漁業協同組合	酒沼を含む酒沼川のうち茨内共第14号共同漁業権の漁場区域

(漁具の制限)

第6 特別採捕に使用することができる漁具の規模は、次の表に掲げる範囲とする。

漁具の種類	規 模 の 範 囲
長ぶくろ網	一張りの規模は袖網の片袖が仕立上がり全長30メートル以内、 ぶくろ網の仕立上がりが全長36メートル以内のもの。 上記の規模の長ぶくろ網一張りを1ヵ統と称する。
笹 浸	1統に使用する笹束の最高限度は200束
せ ん	1統に使用するせんの最高限度は500個
竹 筒	1統に使用する筒の最高限度は2,000本

第7 前項に規定する漁具の規模は、許可の制限又は条件として付加する。

(採捕従事者数)

第8 特別採捕により採捕に従事する者の数は、漁具の種類ごとに定め、次の表のとおりとする。

許可の対象者	漁具の種類	従事する者の数
はさき漁業協同組合	うなぎ手繰網	39
	せん	6
	竹筒	5
常陸川漁業協同組合	長ぶくろ網	5
	うなぎ手繰網	13
	笹浸	12
	せん	5
	竹筒	30

大洞沼漁業協同組合	笹浸	77
	せん	5
	竹筒	45

第9 前項に規定する採捕に従事する者の数は、許可の制限又は条件として付加する。

(採捕の制限)

第10 うなぎ手繰網によって特別採捕を行う場合は、日出から日没までの間とする。

第11 前項に規定するうなぎ手繰網の採捕の制限は、許可の制限又は条件として付加する。

(申請書の添付書類)

第12 方針第9に定める「その他必要と認める書類」は、誓約書（別記様式）とし、はさき及び常陸川漁業協同組合に提出を課する。

付 則

この要領は、昭和52年11月19日から施行する。

付 則

この要領は、昭和59年3月21日から施行する。

付 則

この要領は、昭和17年4月26日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年5月8日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年2月15日から施行する。

茨城県内水面漁業調整規則と茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則との
適用範囲の境界の変更について

茨城県農林水産部漁政課

1 概要

本県の内水面と霞ヶ浦北浦海区の境界（漁業調整規則の適用範囲の境界）のうち、常陸利根川と外浪逆浦との境界については、「千葉県香取市附洲新田地先に設置した標柱と、茨城県神栖市賀地先の水神祠鳥居左脚の中心線とを結んだ線」と定められている（令和2年1月9日付茨城県告示第14号）。

しかし、境界の基点としていた附洲新田地先の標柱は、現在、水没等により確認できない状況にあることから、関係漁業協同組合と協議のうえ、基点を以下のとおり陸上の新たな標識（国土交通省キロ杭外浪逆浦右岸 1.50km）へと移すこととし、以下のとおり境界の変更に係る告示を行う。

告示の変更案

現告示	6 千葉県香取市附洲新田地先に設置した標柱と、茨城県神栖市賀地先の水神祠鳥居左脚の中心線とを結んだ線
変更案	6 千葉県香取市附洲新田地先の外浪逆浦右岸に設置された国土交通省キロ杭外浪逆浦右岸 1.50km と、茨城県神栖市賀地先の水神祠鳥居左脚とを結んだ線

2 次期漁業権漁場免許との関係について

内水面の漁業権漁場と霞ヶ浦北浦の漁業権漁場が当該地先において接していることから、霞ヶ浦北浦の次期漁業権の免許に係る漁場計画（霞北共第18号）については、今回の境界の見直しを反映した区域を設定している。常陸利根川に設定を予定している茨内共第2号については、現行漁場計画から引き続き、漁場の位置を「常陸利根川」とし、表記上の変更は行わない。

3 境界変更に係るスケジュール（案）

- ・令和5年2月16日 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会にて協議
- ・令和5年2月22日 海面利用協議会霞ヶ浦北浦海区部会にて報告
- ・令和5年4月14日 内水面漁場管理委員会にて協議
- ・令和5年4月以降 意見募集（パブリックコメント）
- ・令和5年6月以降 県報告示（令和5年9月1日から適用）

茨城県告示第 14 号

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（昭和 43 年茨城県規則第 49 号）第 2 条の適用範囲と、茨城県内水面漁業調整規則（昭和 40 年茨城県規則第 15 号）第 2 条の適用範囲との境界を次のとおり定める。なお、昭和 41 年 3 月 31 日付茨城県告示第 354 号は廃止する。

令和 2 年 1 月 9 日

茨城県知事 大井川和彦

記

- 1 土浦市蓮河原町地先及び土浦市港町地先の桜川河口両岸に設置された国土交通省の河川管理境界を示す標識の中心線を結んだ線
- 2 稲敷市上須田地先の新利根川河口に設置された新利根河水閘門下流端
- 3 小美玉市川中子地先及び小美玉市下馬場地先の園部川河口に設置された園部河口大橋下流端
- 4 石岡市高浜地先の恋瀬川河口に設置された愛郷橋下流端
- 5 稲敷市古渡地先及び稲敷市信太古渡地先の小野川河口に設置された古渡橋下流端
- 6 千葉県香取市附洲新田地先に設置した標柱と、茨城県神栖市賀地先の水神祠鳥居左脚の中心線とを結んだ線
- 7 鉾田市串挽地先の巴川河口に設置された巴川橋下流端
- 8 土浦市川口地先及び土浦市湖北地先の新川河口に設置された新港橋下流端
- 9 上記 1 から 8 を除く河川、水路については、河川横断構造物下流端又は河口両岸に設置された国若しくは地方公共団体の河川管理境界を示す標識の中心線を結んだ線のうちいずれか下流側

対象河川および霞ヶ浦北浦海区概要図

※ 1～8の河川と霞ヶ浦北浦海区の境界を示す



茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所ホームページより

(<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/kasui/shinko/kisoku-kyokai.html>)

外浪逆浦と常陸利根川の境界



出典：国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/>)
地理院タイルを加工して作成



背景図：地理院タイル

茨城県内水面漁場管理委員会 令和5年度年間事業計画案

(注)
 ●…審議事項
 □…報告事項
 ◇…会議

	4 (第600回)	5	6 (第601回)	7	8 (第602回)	9 (第603回)	10	11	12 (第604回)	1	2 (第605回)	3
茨城県内水面 漁場管理委員会	<p>【公聴会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 茨城県知事免許における内水面漁場計画について 千葉県知事免許(利根川)における内水面漁場計画について 		<p>【公聴会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県知事免許(中川他)における内水面漁場計画について 		<p>【公聴会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 茨城県知事免許における区画漁業権の内水面漁場計画について 					<p>【協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標増殖量協議会 (水戸・十浦の 2地区で開催) 		
	<ul style="list-style-type: none"> 茨城県知事免許における内水面漁場計画について(答申) 千葉県知事免許(利根川)における内水面漁場計画について(答申) 埼玉県知事免許(中川他)における内水面漁場計画について(諮問) 茨城県知事免許における区画漁業権の内水面漁場計画について(協議) たねうなぎ特別採捕許可について(諮問) 茨城県内水面漁業調整規則と茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則との適用範囲の境界の変更について(協議) R5年間事業計画について(協議) 		<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県知事免許(中川他)における内水面漁場計画について(答申) 茨城県知事免許における区画漁業権の内水面漁場計画について(諮問) さけ特別採捕許可について(協議) 		<ul style="list-style-type: none"> 茨城県知事免許における区画漁業権の内水面漁場計画について(答申) 東京都知事免許(江戸川)における共同漁業権の免許について(諮問) 東京都知事免許(江戸川)における遊漁規則の認可について(諮問) 千葉県知事免許(利根川)における共同漁業権の免許について(諮問) 千葉県知事免許(利根川)における遊漁規則の認可について(諮問) さけ特別採捕許可について(諮問) うなぎ稚魚漁業について(協議) 	<ul style="list-style-type: none"> うなぎ稚魚漁業の制限措置について(諮問) 茨城県内水面漁業調整規則の改正について(諮問) R6全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案に対する意見について(協議) 		<ul style="list-style-type: none"> 茨城県知事免許における共同漁業権の免許について(諮問) 茨城県知事免許における遊漁規則の認可について(諮問) 埼玉県知事免許(中川他)における共同漁業権の免許について(諮問) 埼玉県知事免許(中川)における遊漁規則の認可について(諮問) 茨城県知事免許における区画漁業権の免許について(諮問) 	<ul style="list-style-type: none"> R6目標増殖量について(公示) 			
全国内水面 漁場管理 委員会連合会		◇ 通常総会 (東京)				◇ 研修会 (東京)		◇ 東日本ブロック協議会 (栃木)				